

音更町水道事業経営戦略

令和7年3月

音更町上下水道課

目 次

1	はじめに	1
(1)	策定の背景と目的	1
(2)	計画期間	1
(3)	計画的かつ合理的な経営の推進	1
2	経営の基本方針	2
(1)	安全で良質な水道水の提供	2
(2)	安定的な生活用水の確保	2
(3)	運営基盤の強化	2
3	事業概要	3
(1)	事業の現況	3
①	給水状況	3
②	施設状況	3
③	料金体系	4
④	組織体系	5
(2)	これまでの主な経営健全化の取組	6
①	将来を見据えた施設整備	6
②	民間活力の活用による経営・業務の効率化など	6
③	人材育成と ICT・IOT などの利活用による経営・業務の効率化	6
(3)	経営比較分析表等を活用した現状分析	7
①	経営の健全性・効率性について	7
②	老朽化の状況について	14
③	全体総括	16
4	将来の事業環境	17
(1)	給水人口の予測	17
(2)	水需要の予測	18
(3)	料金収入の見通し	19
(4)	施設の見通し	20
①	老朽化の見通し	20
②	施設更新の見通し	22
(5)	建設改良費の見通し	23
(6)	組織の見通し	24

5	投資・財政計画（収支計画）	25
(1)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	25
①	収支計画のうち投資についての説明	25
②	収支計画のうち財源についての説明	27
③	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	30
(2)	投資・財政計画（収支計画）	30
①	収益的収支	31
②	資本的収支	33
(3)	計画期間内の経営状況	35
(4)	中長期間の経営状況	36
(5)	財源目標の検証	37
(6)	投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	39
①	投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等	39
②	財源についての検討状況等	40
③	投資以外の経費についての検討状況等	40
6	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	41

1 はじめに

(1) 策定の背景と目的

水道事業は、ライフラインである水道施設を管理する重要な役割を担っていますが、今後の急速な人口減少等に伴う料金収入の減少、管路・施設等の老朽化による更新事業費の増加など、経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の下、平成26年8月付総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき経営基盤（財務、組織、人材等）の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められると示されました。また、総務省は新ロードマップに基づき、全ての事業において令和5年度末までに公営企業会計の適用を要請し、持続可能な経営の確保に向けた取組の推進を図っています。

本町においても、中長期的な視点から現状等を踏まえた上で、計画性・透明性の高い公営企業経営の推進の基本となる指針を示す必要があると考え、「音更町水道事業経営戦略」を平成31年3月に策定したところであります。

当戦略はおおむね10年間を見通した水道事業の経営を展望し、事業面及び管理運営面における取り組みの方向性や財政面での見通しを明らかにしたのですが、策定から数年経過し物価上昇や投資見通し等事業環境に変化も生じていることから、今回当該戦略を改定するものであります。

(2) 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とすることから、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

(3) 計画的かつ合理的な経営の推進

水道事業に求められる役割を果たし、事業を将来にわたり継続的に運営していくため、次のような点を重視して、経営戦略を立案し、戦略に基づく合理的な経営を推進します。

- ① 公営企業事業に関する現状分析・将来予測や、経営環境の類似する団体との比較分析に基づき、戦略を立案します。
- ② 水道事業における管路・施設の状況を踏まえた「投資試算」と、企業債・料金収入などの「財源試算」を行い、両者の調整を図った上で実現可能な戦略を立案します。
- ③ 投資（支出）と財源（収入）を均衡させ安定的な経営を実現するため、広域化、民間活力の導入など、経営健全化に向けた取り組みを経営戦略において整理し、推進します。

2 経営の基本方針

水道は、町民生活や社会・経済活動に欠くことのできないライフラインとして、常に安心・安全な水を安定供給することが求められ、平常時はもとより、災害時などにおいても一定の給水を確保する大きな責務を負っています。

こうしたサービスを町民に提供し続けるためには、事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した水道施設の点検を含む維持管理や更新を行うとともに、経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、次の3つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

(1) 安全で良質な水道水の提供

安全な水道水の供給のため「音更町水安全計画」に沿って水道施設運営を行い、計画的な水質管理を行います。

(2) 安定的な生活用水の確保

地震時や大雨災害等に備えるため、河川からの表流水の取水と深井戸を水源とする音更町浄水場のほか、十勝中部広域水道企業団からの受水により二系統の水源を引き続き確保します。施設や基幹管路の耐震化についても、引き続き実施していきます。

(3) 運営基盤の強化

生活の基盤となる水道施設の更新事業については、アセットマネジメントに基づいた更新計画により計画的に実施し、持続可能な事業運営を行います。

また、事業の実施にあたっては、国庫補助金など、国からの支援を可能な限り受けることで財源の確保に努め、運営基盤の強化を図ります。

3 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水状況

令和5年度末現在

供用開始年月日	昭和40年1月1日
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適用（全部適用）
計画給水人口	42,500人
現在給水人口	36,258人
有収水量密度	0.46 千m ³ /ha

② 施設状況

令和5年度末現在

水源	表流水、地下水、受水	
施設数	浄水場設置数	1カ所
	配水池設置数	12池
施設能力	19,100 m ³ /日	
管路延長	377.74 km	
施設利用率	62.0%	

③ 料金体系

上水道の料金体系は、水道水の使用目的によって料金に格差を設ける「用途別料金」としていましたが、平成24年1月に、料金算定の基準がより明確となるよう、水道メーターの口径に応じた料金とする「口径別料金」に変更するとともに、水道水の少量使用世帯に配慮するため、主に生活用水として利用を想定しているメーター口径13mmから25mmまでの基本水量を5m³に統一しました。この料金改定により、全体で7.85%の値下げを実施したところです。

平成26年4月及び令和元年10月には、消費税の増税に伴う改定を行っています。

<料金表>

メーターの口径	基本料金(1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本水量	料金	
13mm	5立方メートルまで	1,194円	251円
20mm			
25mm			
40mm	10立方メートルまで	2,514円	257円
50mm			
75mm	100立方メートルまで	25,667円	262円
100mm			
150mm			
臨時用	使用水量1立方メートルにつき		858円

※料金改定年月日（消費税のみの改定は含まない）：平成24年1月10日

④ 組織体系

令和6年4月1日現在、上下水道部長を含め18名で構成しています。

上下水道事業の組織体制は、平成16年度までは水道課として管理係、業務の2係11名体制、下水道課として管理係、普及係2係8名、建設水道部長を含めると20名体制で上下水道整備を推進しましたが、平成17年度以降は業務の効率化を図るため、2つの課を統合して上下水道課としました。

また、企業としての合理的・能率的な経営を確保するため、令和4年度から経営のための独自の権限を有する公営企業管理者を設置し、事務の効率化を図るとともに、災害時等における指示・連絡体制の更なる強化を図っています。

なお、上下水道事業における人事、給与、財務、経費、契約及び総務等の共通業務については、総務係が一括して行い、上下水道料金等の徴収は料金係、給排水設備工事の申請・審査・検査・下水道接続といった対応については給排水係が担うなど、効率的な業務が可能となるよう事務分掌を設定しています。

組織体系

職 員 数	18名
事業運営組織	<p>上下水道部 上下水道課 総務係、料金係、水道係、簡易水道係、給排水係、下水道係</p> <p>組織図 音更町上下水道管理者</p> <p>上下水道部 上下水道部長</p> <p>上下水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 総務係 —— 料金係 —— 水道係 —— 簡易水道係 —— 給排水係 —— 下水道係

※公営企業管理者は、上下水道部長とする（音更町上下水道事業の運営に関する規程）

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 将来を見据えた施設整備

(計画的な施設等の更新と災害に強い水道施設の構築)

- ・アセットマネジメントで定めた各資産の使用可能な年数(以下、「実使用年数」という。)に基づき、老朽化した管路と設備類の更新を重要度と優先度を考慮して計画的に実施
- ・地震等の災害対策として、基幹管路(導水管、送水管、配水管)の耐震化事業の実施により、耐震化率の向上を図る。(令和3年度に導水管更新設計委託業務、令和4年度から令和8年度の5年間で導水管更新工事、令和9年度から送水管更新工事を実施予定)

② 民間活力の活用による経営・業務の効率化など

(民間活力の活用による業務の効率化)

- ・毎月の検針業務及び検針後の調査、使用状況確認等の業務を委託
- ・上下水道料金等の収納消込、異動入力、検針準備など調定収納業務に関する業務と検針データ取込、検針事後処理、料金計算、納付書及び催告状の作成発送業務を一括して委託
- ・音更町浄水場等管理業務の委託の実施(運転監視業務や水質管理業務、定期の検査の実施ほか、薬品・燃料等の管理、保守点検、取水池清掃作業などの維持管理作業等の実施を委託)

(関係自治体との連携による業務の効率化)

- ・「日本水道協会道東地区協議会災害時相互応援に関する協定」に基づき、ポリタンクや給水袋などの資機材の相互提供を実施

③ 人材育成と ICT・IOT などの利活用による経営・業務の効率化

(人材育成の促進)

- ・令和5年度から国の経営・財務マネジメント強化事業を活用した公営企業会計研修会を実施(十勝中部広域水道企業団とその構成員1市4町2村による開催)
- ・令和6年度から企業会計経理等の支援業務を委託(日常経理業務の定着や予算・決算の作成など経営全般に対する助言・指導により経理担当者のスキルアップと会計業務の推進を図る。)

(経営・業務の効率化)

- ・令和5年度から定型業務の自動化(RPA)により、料金月次処理や監査資料作成など、事務の効率化を図る。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

総務省の公営企業の見える化の推進の一環として、経営指標による他団体との経営状況の比較を示した経営比較分析表の公表が求められています。

本町の水道事業における過去5年間の経営指標の推移は次のとおりです。

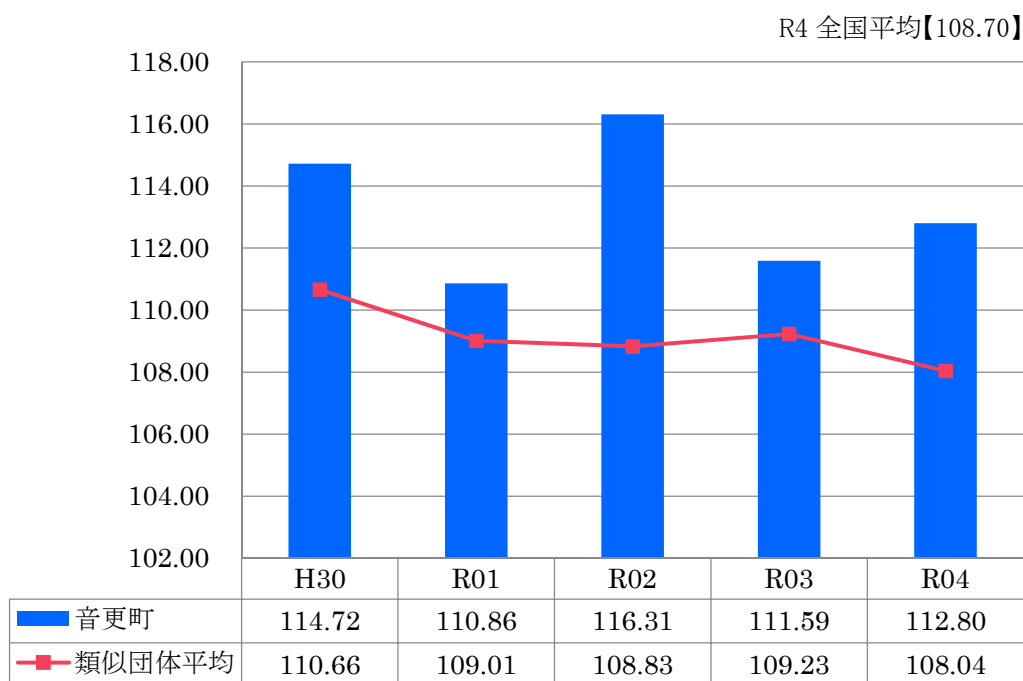
① 経営の健全性・効率性について

○経常収支比率

経常収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費、支払利息及び減価償却費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、収支が黒字であることを示す100%以上であることが望まれます。

本町においては、常に100%を上回っており、また、全国や類似団体の平均と比較しても良好な値で推移しています。

図表1 経常収支比率 (%)

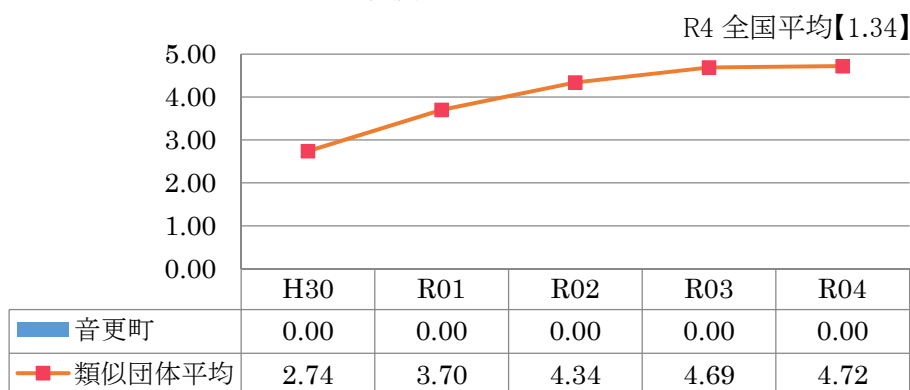


○累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金（営業活動によって生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

本町においては、常に当年度純利益が発生しており、欠損金もないことから0%で推移しており良好な状況です。

図表2 累積欠損金比率 (%)

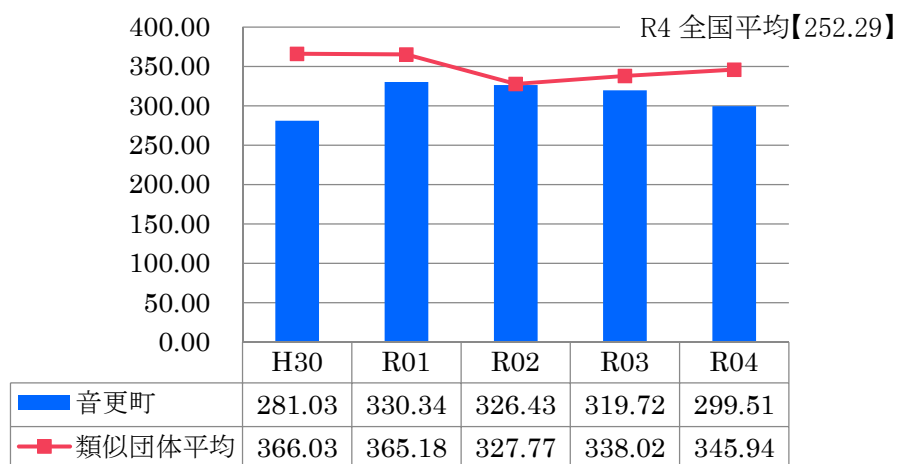


○流動比率

流動比率は、短期的（1年以内）な債務に対する支払能力を表す指標であり、100%以上であることが必要であります。

本町においては、常に100%を上回っているため、良好な値で推移していると考えられます。類似団体よりも低い値となっておりますが、こちらは事業運営に必要な資金は確保したうえで、建設改良費の一部を起債措置ではなく自己財源にて賄っていることに起因しております。

図表3 流動比率 (%)



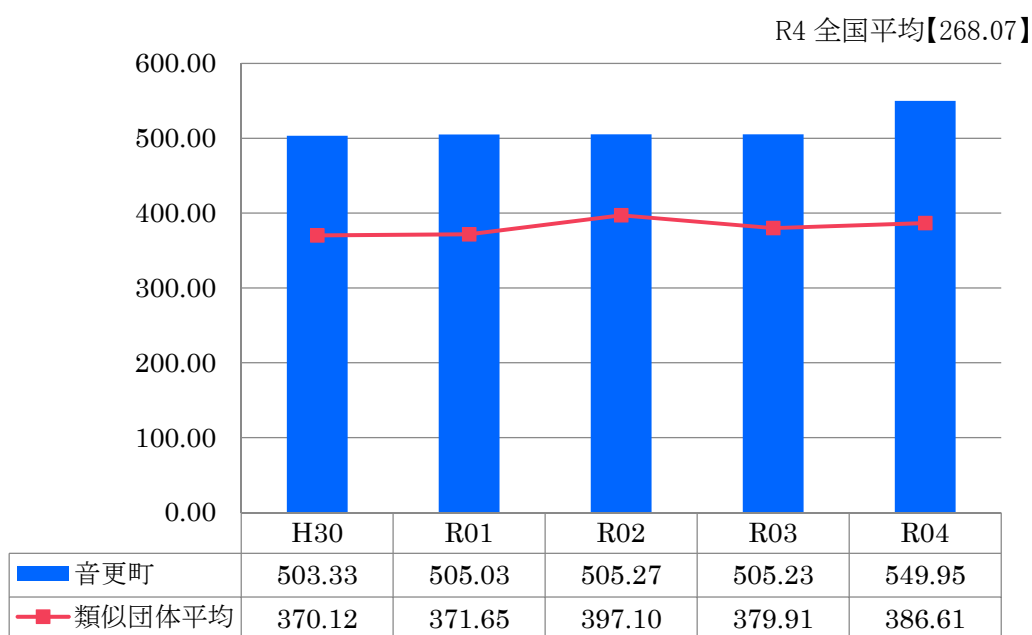
○企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であります。

本町においては近年、全国及び類似団体よりも高い値が継続しており、企業債依存度の高さがうかがえます。こうした状況を踏まえ、流動比率の項目で記載のとおり、建設改良費の一部を手元資金（自己財源）にて賄う運営を続けております。

なお、令和4年度は4か月分の水道基本料金免除の実施により給水収益が減少したことから、比率が上昇しています。

図表4 企業債残高対給水収益比率（％）

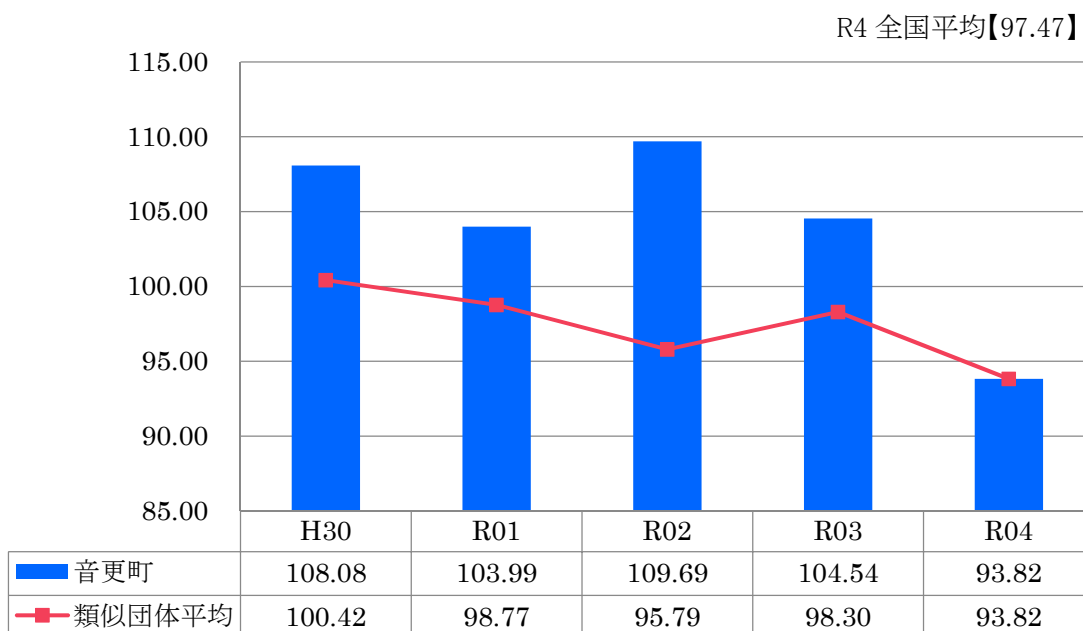


○料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入によって賄われていることを意味しているため、適切な料金収入の確保が求められます。

本町においては、料金回収率が93.82%と100%を下回っていますが、これは水道基本料金免除によるものであり、水道基本料金免除に対する町からの補助を加味すると103.35%となり、今後の更新投資等に充てる財源も一定程度確保できていることから良好な状況であるといえます。

図表5 料金回収率 (%)

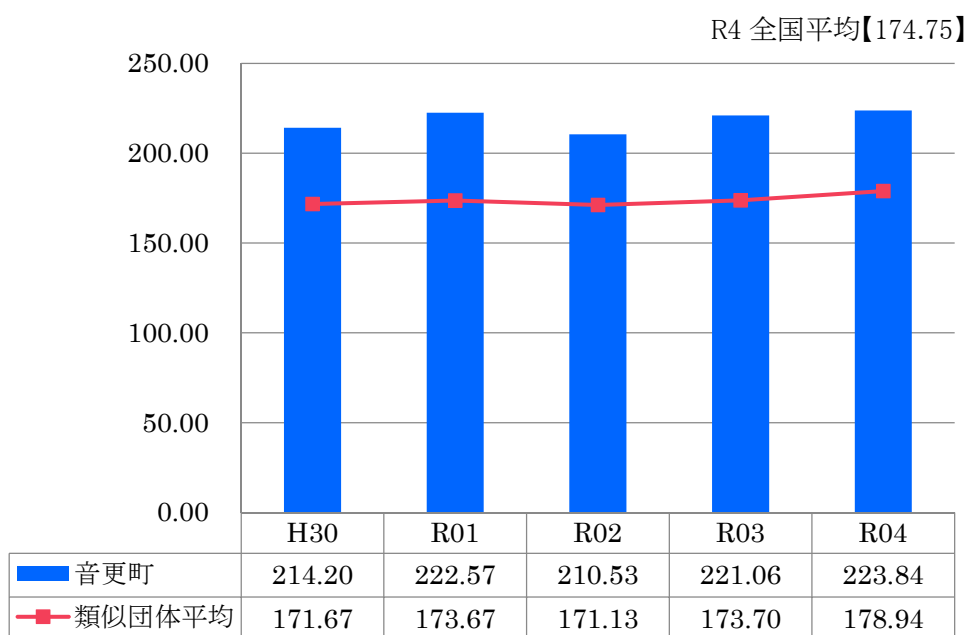


○給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

本町においては、他団体と比べて人口密度が低く、管路等の整備効率が悪いことから、経常費用の増により全国平均及び類似団体平均値を上回っていますが、料金回収率は前述のとおり、水道基本料金免除に対する町からの補助を加味すると実質的に 100% を超えていますので、給水のために生じる費用を料金で賄うことができている状況といえます。

図表 6 給水原価（円）

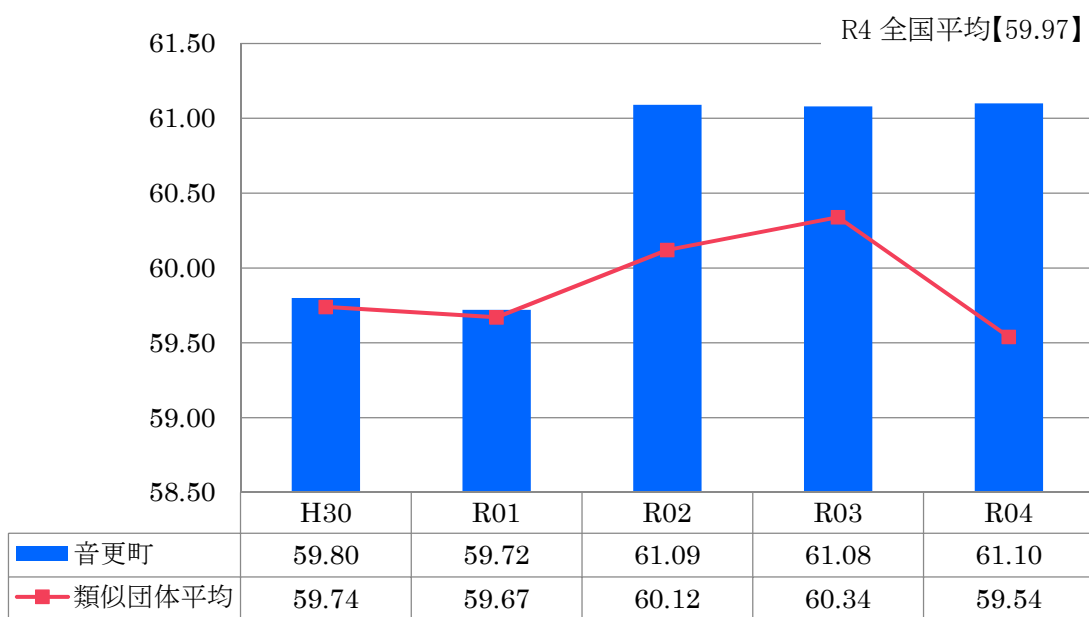


○施設利用率

施設利用率とは、1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標であり、一般的には高い数値であることが望まれます。

本町においては、令和2年度以降、コロナ禍のため一日平均配水量が増加しましたが、令和4年度も引き続き同水準にあり、類似団体平均値を上回っています。

図表7 施設利用率 (%)

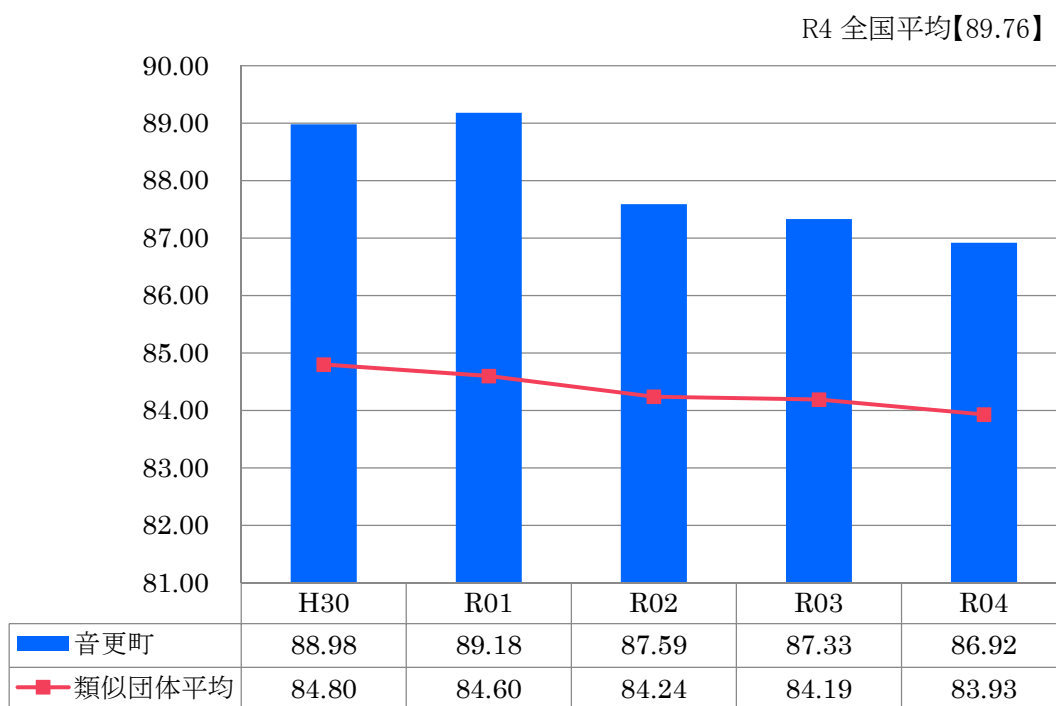


○有収率

有収率は、年間総配水量に対する年間総有収水量の割合であり、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。水道事業を運営する上で重要な指標であり、高い値が望まれます。

本町においては、計画的な更新工事により類似団体平均を上回っており、効率的な施設運営が図られていますが、微減している傾向にあるため、漏水の早期発見に努めます。

図表 8 有収率 (%)



② 老朽化の状況について

○有形固定資産減価償却率、管路経年化率及び管路更新率

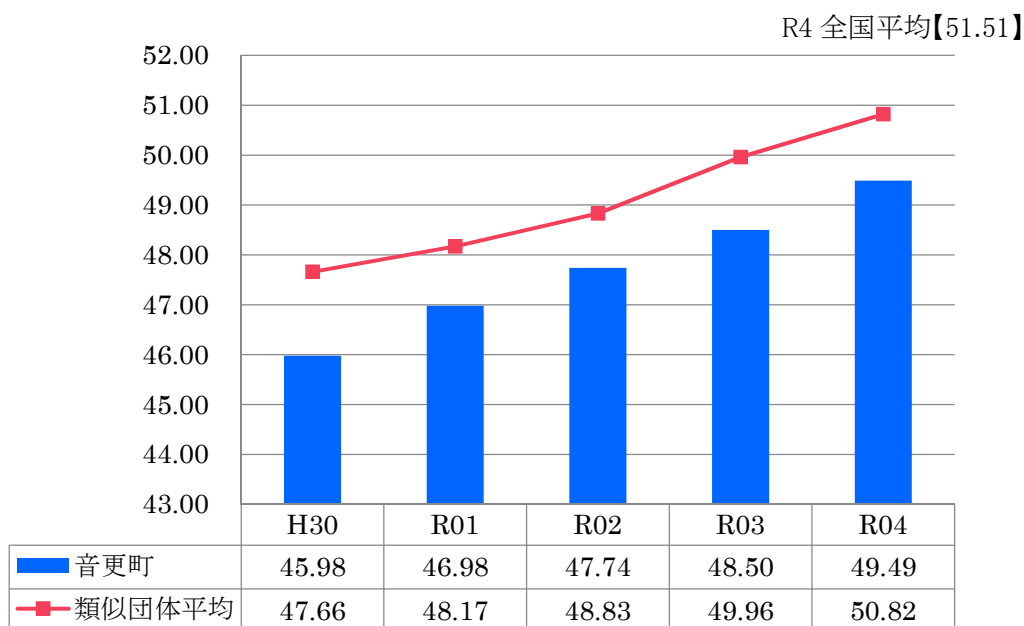
有形固定資産減価償却率は、償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示します。

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標で、管路の老朽化度合を示しており、管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を示す指標であり、管路の更新ペースや状況を把握することができます。

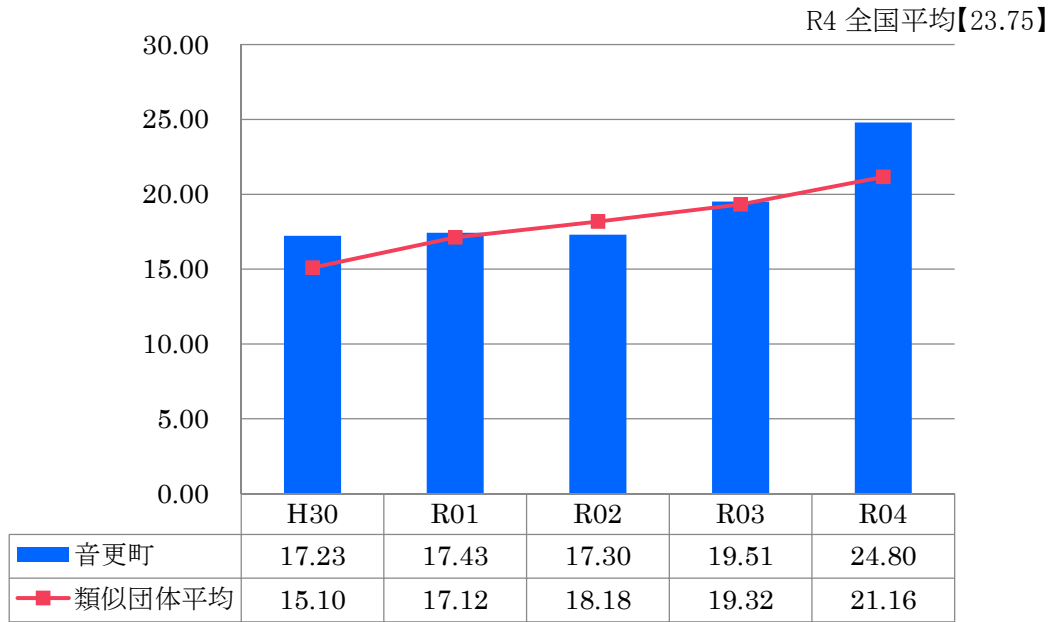
本町においては、適切な更新投資により類似団体平均値と比較して有形固定資産減価償却率が下回っていますが、管路更新率が昨年と比較して減少し、また、管路経年化率も大きく増加し、類似団体と比較しても高い水準となっています。

しかしながら、アセットマネジメントにて採用する更新基準年数の考え方を鑑みると、管路更新が滞っている状況にはなく、近々で大規模な更新が必要な状況とはなっておりません。

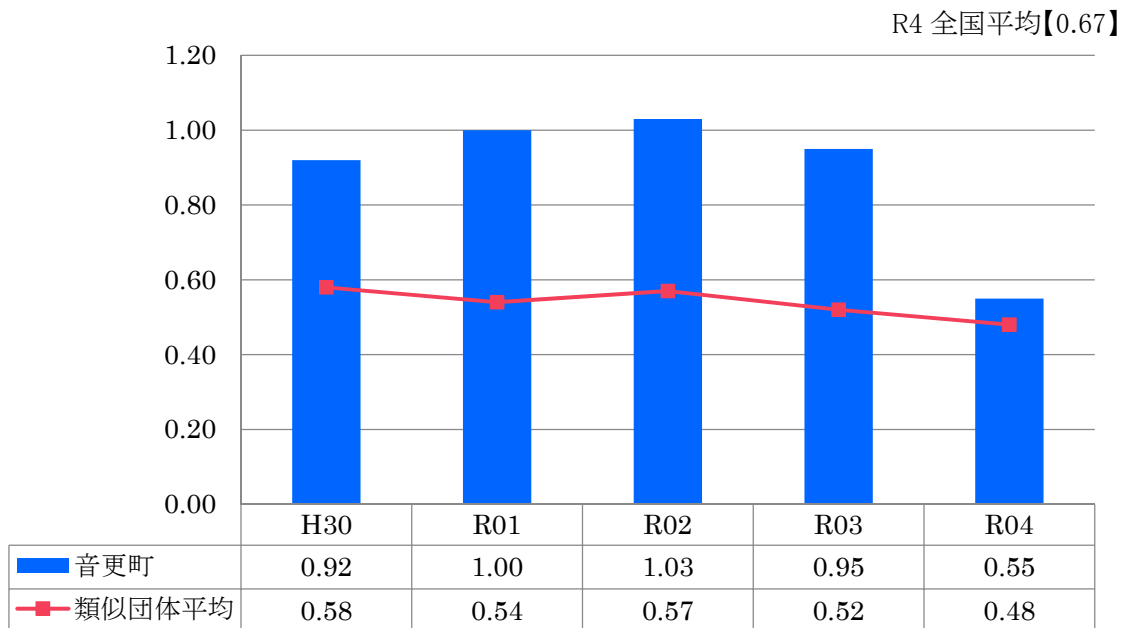
図表9 有形固定資産減価償却率 (%)



図表 1 0 管路経年化率 (%)



図表 1 1 管路更新率 (%)

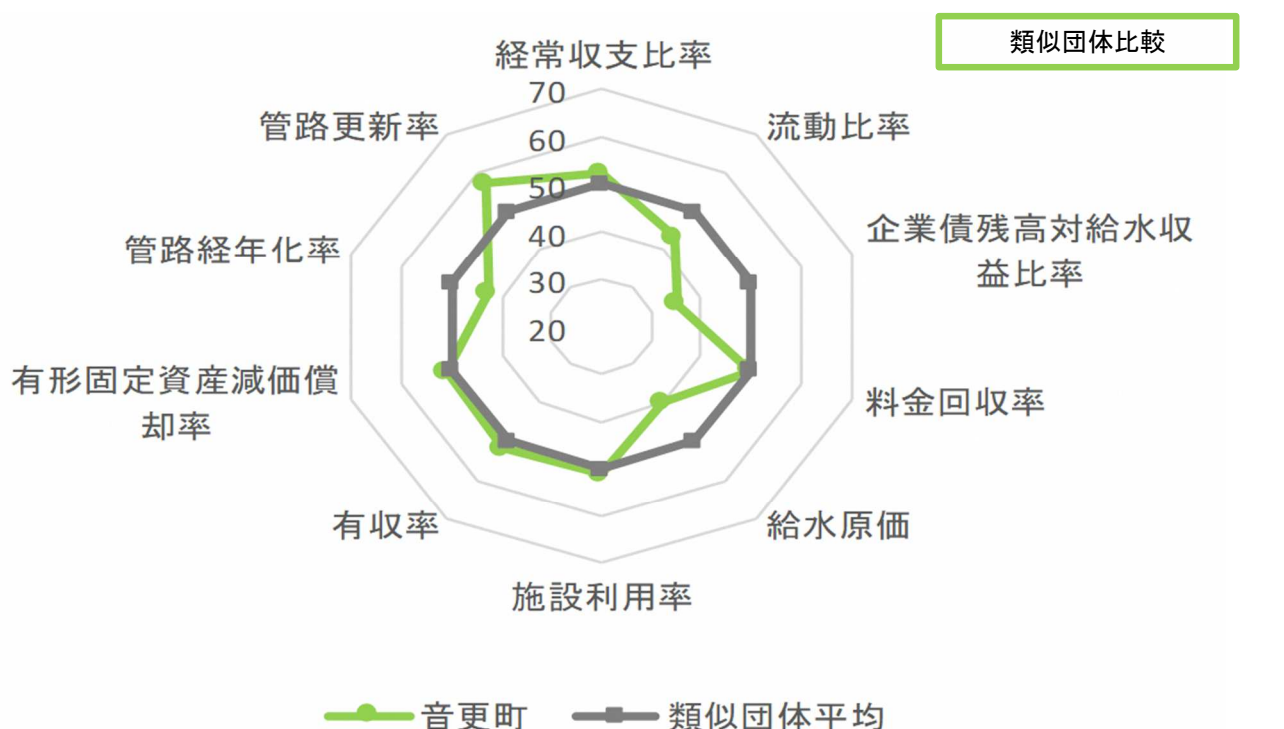


③ 全体総括

給水区域面積が広いことに加え、人口密度が低いことから、利用者一人当たりの施設規模が大きくなり、資本費が高い水準で推移しています。今後は、耐用年数に達し更新時期を迎える管路が増加するため、企業債残高の適正化を図りつつ、計画的かつ効率的な更新が課題となっていきます。

今後も、独立採算による運営を継続しながら、水道施設の安全性の向上と耐震化を推進し、持続的なサービスを提供できるよう企業運営を進めてまいります。

図表 1 2 音更町と類似団体の各種指標の比較



※類似団体平均値を50とした場合の当町の数値を示しており、外側にいくほど良好な数値を示しています。

【類似団体比較表の分析】

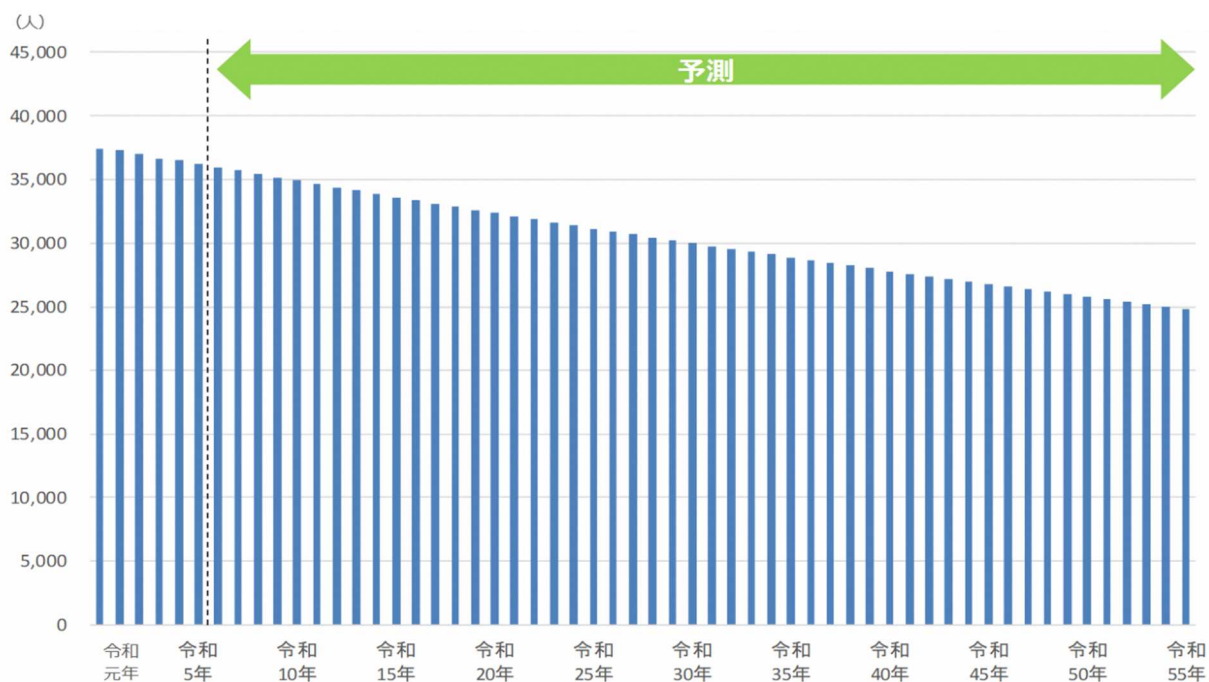
- ・流動比率は類似団体平均を下回っていますが、全国平均値である250%を超えており、短期的な債務に対する現金預金は十分に備えています。
- ・企業債残高対給水収益比率は類似団体平均よりも悪い状況ですが、必要な更新を先送りせず計画的に更新事業を進め、かつ、現金残高と企業債の借入のバランスを図りながら、企業債の適正な借入をすることにより、企業債残高は減少傾向にあります。
- ・管路経年化率は類似団体平均を上回っていますが、これはアセットマネジメントで定めた実使用年数に基づき更新を進めているためであり、老朽化した管路や設備等の更新は、重要度と優先度を考慮して計画的に実施しており、今後においても事業費の平準化を図りながら、計画的かつ効率的な更新に取り組んでいきます。

4 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

令和5年度末の給水人口は、36,258人です。給水人口は、平成23年度までは人口の増加に伴い増加していましたが、その後は減少に転じています。将来の給水人口は、過去の人口増減率※を加味して推計しています。今後は、人口減少に伴い、給水人口も減少する見込みです。具体的には、令和45年には26,787人となり、令和5年と比較して9,471人の減少となります。

図表13 給水人口の実績値及び推計値



(単位：人)

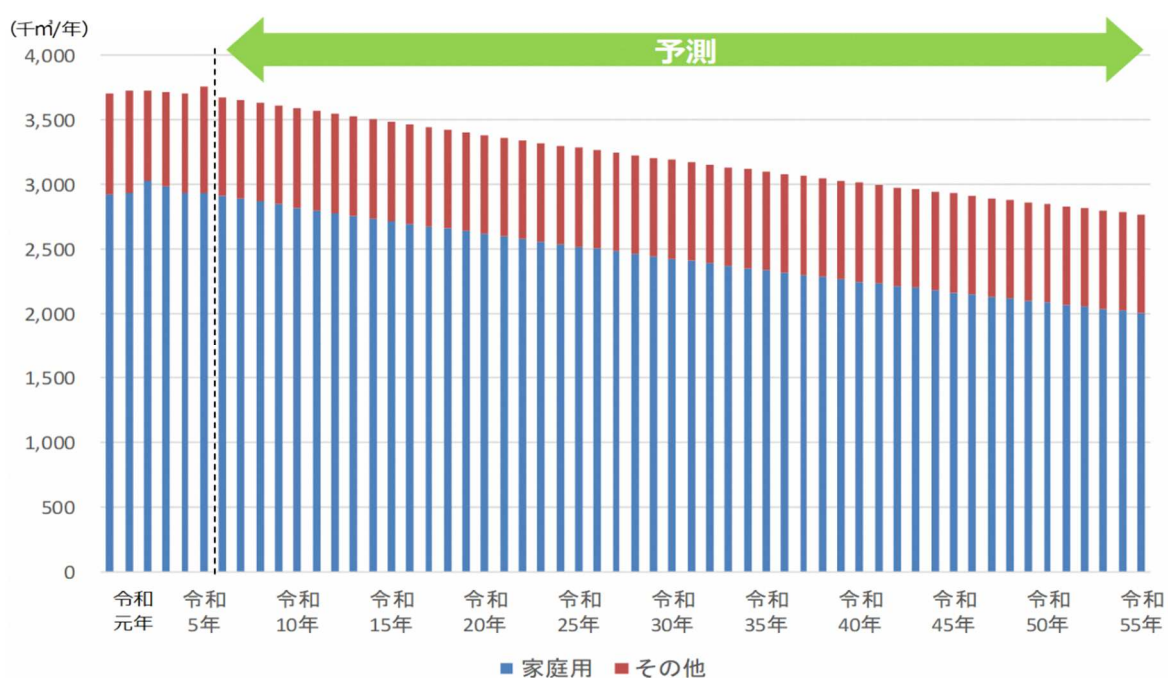
	R 5	R 3 0	R 4 5	R 5 5
給水人口	36,258	30,008	26,787	24,835

※給水人口は、「水道施設設計指針 2012 (日本水道協会)」に記載されている時系列傾向分析で推計 (過去5年間の人口増減率を基準年人口にかけ合わせるにより推計)

(2) 水需要の予測

令和5年度の有収水量は、3,755千 m^3 です。有収水量は、平成22年度までは人口の増加などに伴い増加していましたが、その後は、ほぼ横ばいで推移しています。将来の有収水量は、給水人口予測及び業務用等の過去使用実績から推計しています。給水人口等の減少に伴い、令和45年には2,930千 m^3 となり、令和5年と比較して825千 m^3 の減少となります。

図表14 有収水量の実績値及び推計値



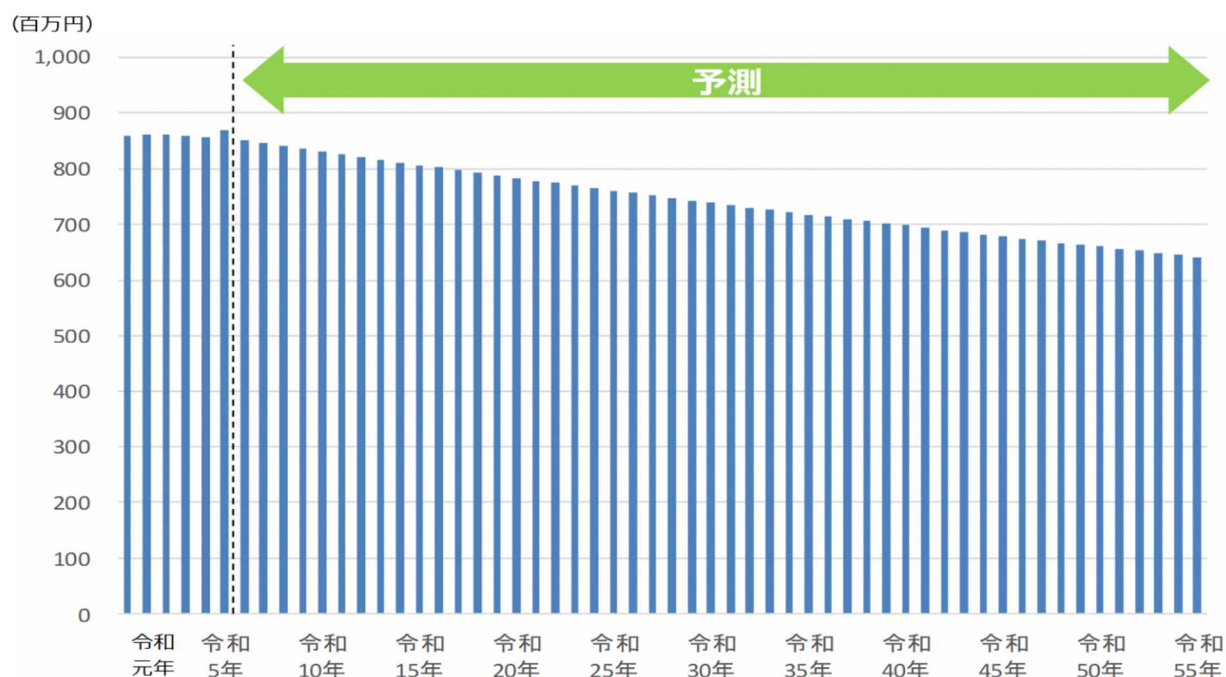
(単位：千 m^3)

	R 5	R 30	R 45	R 55
有収水量	3,755	3,191	2,930	2,772

(3) 料金収入の見通し

令和5年度の料金収入は7億8,975万円（税抜、以下同様）で、水道基本料金免除前では8億6,941万円です。料金収入は、水需要予測から推計しています。料金収入は、人口減少等により水道の使用量が減少し、料金改定などを行わなかった場合は、令和45年には6億7,856万円となり、令和5年と比較して1億9,085万円の減少となります。

図表15 料金収入（税抜）の実績値及び推計値



※令和4年及び令和5年は水道基本料金免除前

(単位：百万円)

	R 5	R 3 0	R 4 5	R 5 5
料金収入	8 6 9	7 3 9	6 7 9	6 4 2

(4) 施設の見通し

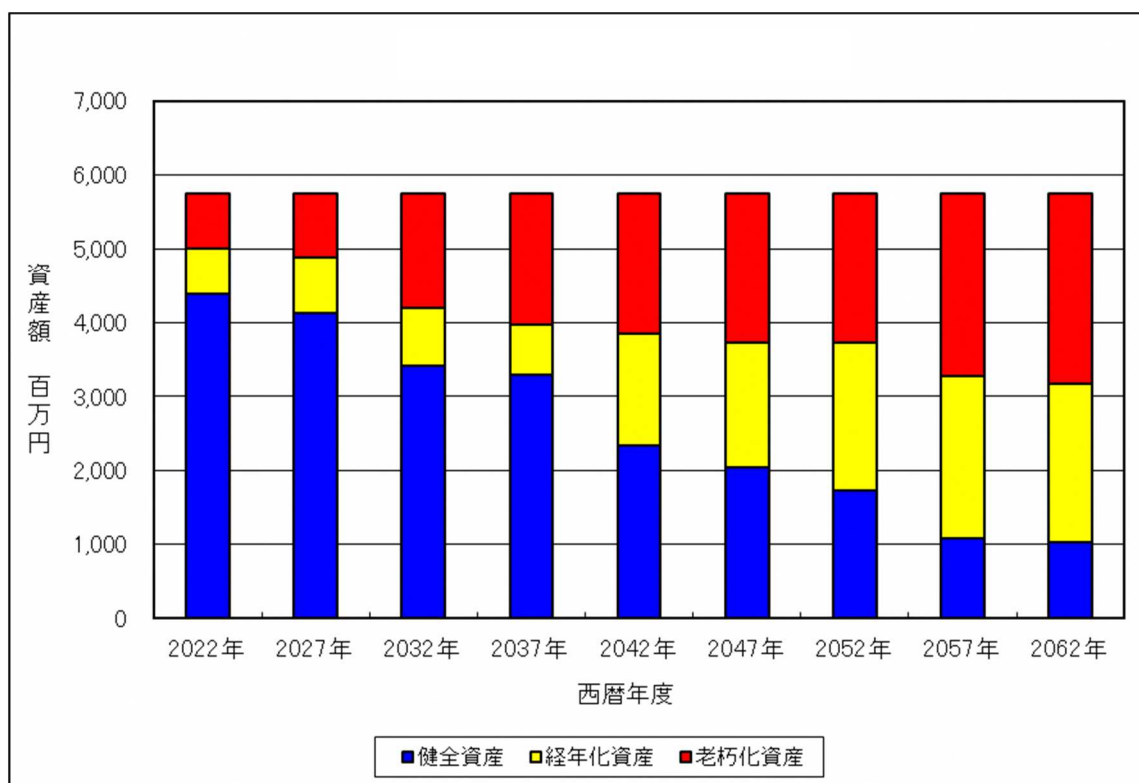
① 老朽化の見通し

水道施設の更新を行わない場合には、次のとおり年々老朽化度合いが進行していきます。

【構造物及び設備の健全度】

構造物及び設備の老朽化資産（経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産）の割合は、2042年（令和24年）には、33.3%、2062年（令和44年）には、45.0%まで増加します。

図表16 構造物及び設備の健全度

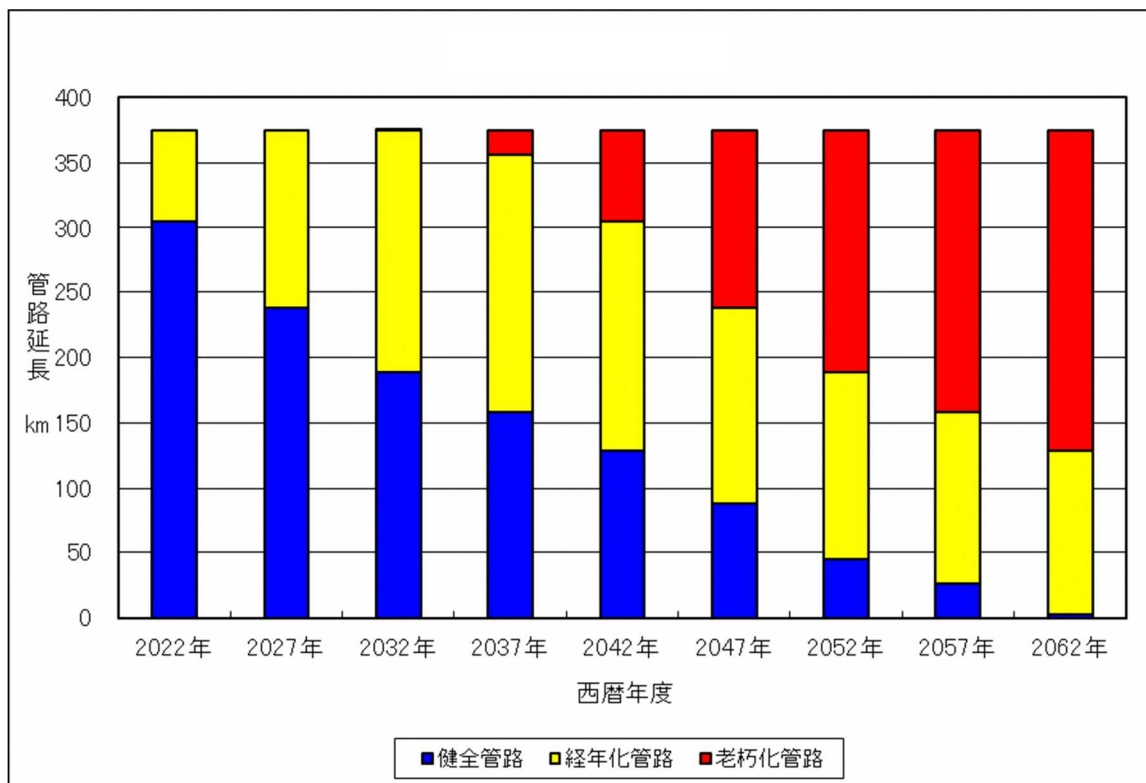


名称	算式
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の資産
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産

【管路の健全度】

管路の老朽化資産の割合は、2042年（令和24年）には、18.7%、2062年（令和44年）には、65.8%まで増加します。

図表17 管路の健全度



② 施設更新の見通し

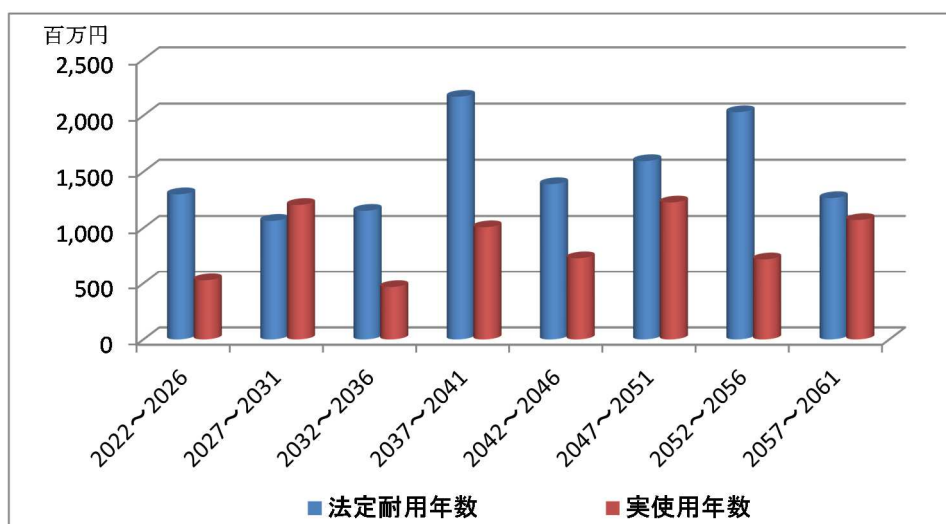
アセットマネジメントで算出した将来の更新需要額は、次のとおりです。

施設・設備を法定耐用年数で更新した場合には、2022年（令和4年）から2061年（令和43年）までの40年間で約120億円、同様に、管路については、約266億円、合計で386億円の費用が必要となります。

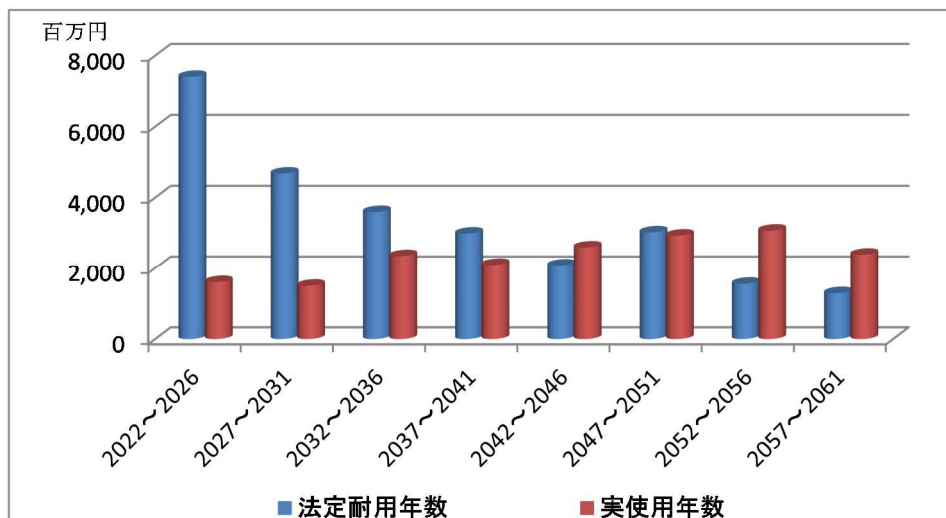
しかし、法定耐用年数※1は、施設の物理的寿命とは異なります。実際には、適切なメンテナンスの実施により法定耐用年数を超えての使用が可能となる施設があります。また、水道事業の管路においては、当団体に限らず、法定耐用年数を超えた期間での更新の想定が一般的です。この使用可能な年数（実使用年数）で更新した場合の費用は、施設・設備で約70億円、管路が約185億円、合計で255億円（法定耐用年数で更新した場合の約66%）となります。

※実使用年数に基づく更新年数等は、P42、43に記載

図表18 構造物及び設備の更新需要額



図表19 管路の更新需要額



※更新事業費については、現在の工事単価で試算

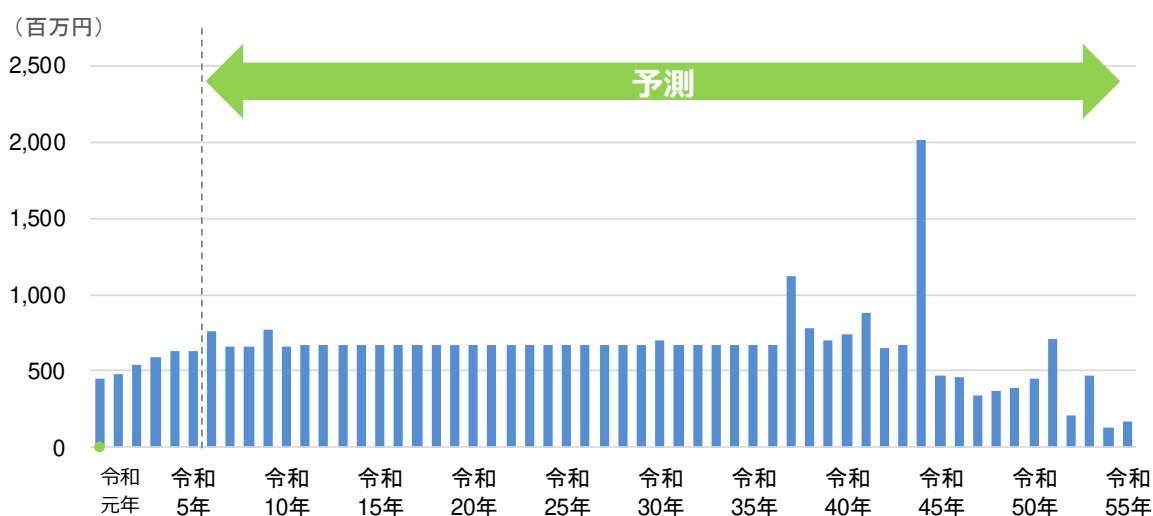
(5) 建設改良費の見通し

アセットマネジメントをベースに推計を行っています。各年度の投資額はおよそ5億円から10億円のレンジに収まっており、投資・財政計画の計画期間以後も建設投資額が著しく増加する見通しではありません。

ただし、料金収入は(3)料金収入の見通しのおり減少する想定の中、現行とおおよそ同一水準以上の建設改良費を継続して支出していく必要があります。

このため、長期的な目線では料金改定等の抜本的な経営改善策を検討する必要があります。

図表20 建設改良費の実績値及び推計値



注) 直近30年(R7~R36)は、平準化している。

ただし、R9年及びR30年の施設更新分は平準化していない。

(6) 組織の見直し

平成17年度に水道事業・下水道事業の組織統合を行い、その後も効率的な業務の遂行に向けて組織構成・事務分掌の見直しを行い、必要最低限の人員で事業運営に取り組んでおり、現時点において組織の見直しの計画はありません。

令和6年度から、全ての事業において公営企業会計を適用し、今後、ますます経営基盤の強化が求められることに加え、近年の大規模災害等に備えるには、施設等の更新や耐震化を計画的に進める必要があります。将来的な事業運営にあたっては、長期的に経営方針の策定や計画、分析等を担う事務職員の育成と、退職等による技術職員の減少に伴う人材育成や技術の継承が不可欠となるため、条例定数19名の範囲内で、計画的かつ適切な人員の確保に努めていきます。

上下水道課の組織体系

(単位：人)

	令和5年度	令和15年度	令和25年度	令和35年度	令和45年度
事務職員	6	7	7	7	7
技術職員	9	10	10	10	10
管理職	2	2	2	2	2
合計	17	19	19	19	19

(条例定数に、公営企業管理者は含まれない。)

5 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>計画的な更新と災害に強い水道施設の構築</p> <p>（計画期間中の基幹管路耐震化率目標：令和16年度末までに累計70.0%に上昇）</p>
-----	---

○ 投資の基本的な考え方

令和6年度に策定したアセットマネジメント（タイプ4D※）を活用し、老朽化した管路と設備類の更新を重要度と優先度を考慮して計画的に実施します。

※タイプ4Dとは、施設の再構築や規模の適正化、適切な水道料金水準等資金確保の検討を反映した、詳細な精度によるアセットマネジメントを指します。

※アセットマネジメントで定めた実使用年数に基づき更新を行います。

○ 建設改良費の概況

【管路の更新工事費】（令和7年度から令和16年度までの合計）

46億8,404万円（延長約33km）

※26ページの基幹管路更新分を含む。

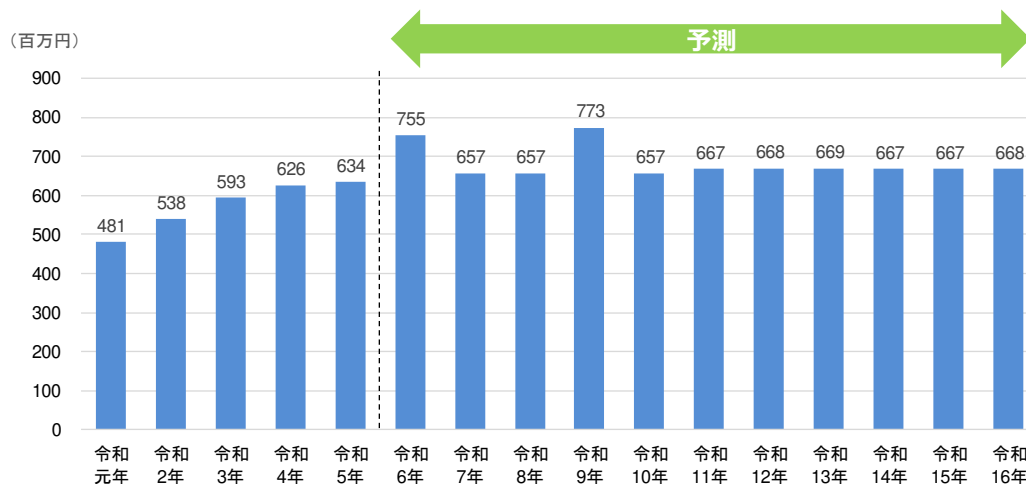
※主に、宅内に布設されている配水管で50年経過した塩化ビニル管を配水ポリエチレン管に更新します。

【設備の更新工事費】（令和7年度から令和16年度までの合計）

18億1,009万円

※水質計器、計装機器及びポンプ等のほか、消火栓の更新を行います。

図表2-1 建設改良費の実績及び推計値



○ 基幹管路の耐震化について

・耐震化の考え方

地震などの自然災害等が発生した場合においては、基幹的な水道施設の安全性の確保、重要施設への給水の確保、さらには、被災時においても速やかに復旧できる体制の確保が重要となります。

本町における基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）の耐震化率（耐震適合管を含む）は、平成29年度末で53.6%と低い割合となっていたことから、令和3年度から計画的に基幹管路の耐震化事業を実施することにより、耐震化率の向上を図っております。

基幹管路の実使用年数に基づいた更新時期は令和30年頃ですが、地震に強い水道を目指し、前倒しして更新を行っています。

令和5年度末時点の基幹管路の耐震化率は54.5%となっております。法定耐用年数（40年）を超過していることが国庫補助金の対象要件となっているため、引き続き、法定耐用年数を経過した管路から順次更新するとともに、病院や避難施設等の重要施設への給水確保のために必要な管路を優先して更新していきます。

【基幹管路の耐震管への更新工事費】（令和7年度から令和16年度までの合計）

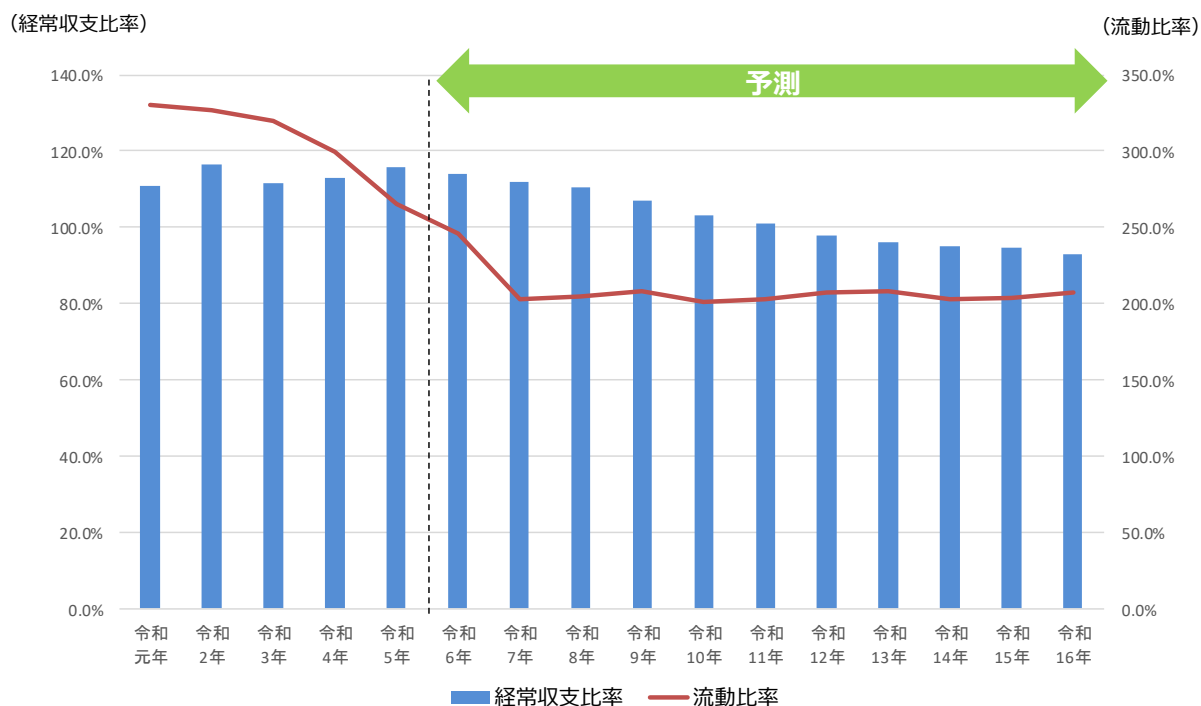
19億8,118万円（延長約16km）

② 収支計画のうち財源についての説明

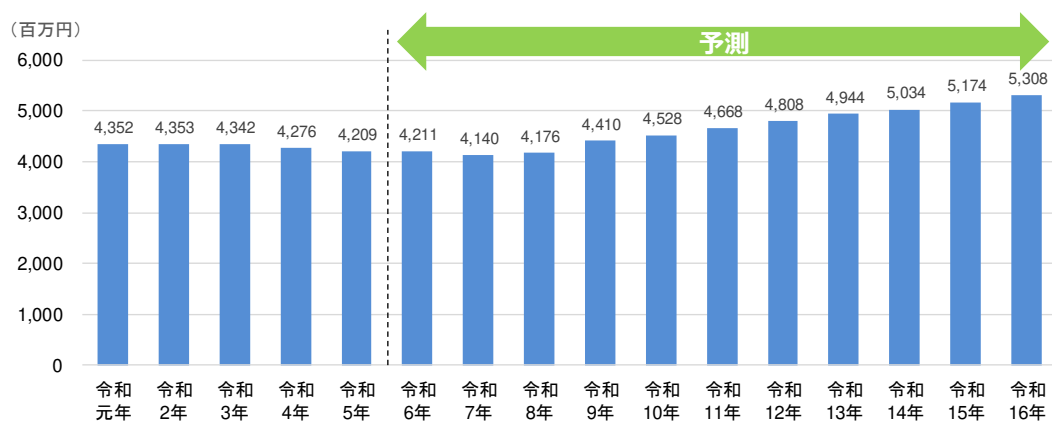
目 標	計画期間内の経常収支比率90%以上及び流動比率200%以上 給水収益対企業債残高比率670%未満
-----	---

- ・独立採算による事業運営を継続するとともに、財政状態の健全性を維持していきます。なお、経常収支比率目標値が100%を切っておりますが、これは計画期間中（令和12年度以降）に当期純損失が見込まれることを受けたものです。
（5）財源目標の検証及び（6）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組に詳細記載のとおり、100%を切ることをもって直ちに事業継続上の懸念が生じるものではありません。ただし、長期的には100%以上に返すことが好ましく、実現のための取組の方向性は（6）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組に記載しております。
- ・料 金 収 入：過去の有収水量及び将来人口推計を加味して有収水量を推計し、この推移に合わせ現行料金水準での料金収入を算定します。
- ・企 業 債：建設改良に充てる企業債は、各年度における企業債元利償還金の負担を抑制・平準化し、安定的な事業運営につなげるため、償還期間40年の条件で借り入れる方針とします。
- ・国 庫 補 助 金：耐震化事業費の1/3を見込みます。
- ・一般会計出資金：基本的には繰出基準に基づきつつ、一般会計との協議のうえ受領する金額を見込みます。
- ・保 有 現 金：持続可能な健全経営を維持するため、流動比率200%を維持する水準を前提とします（ただし、5億円（災害時の修繕費2億円＋災害時の料金減収分1億円＋年度内の資金繰り2億円）をボトムとします）。

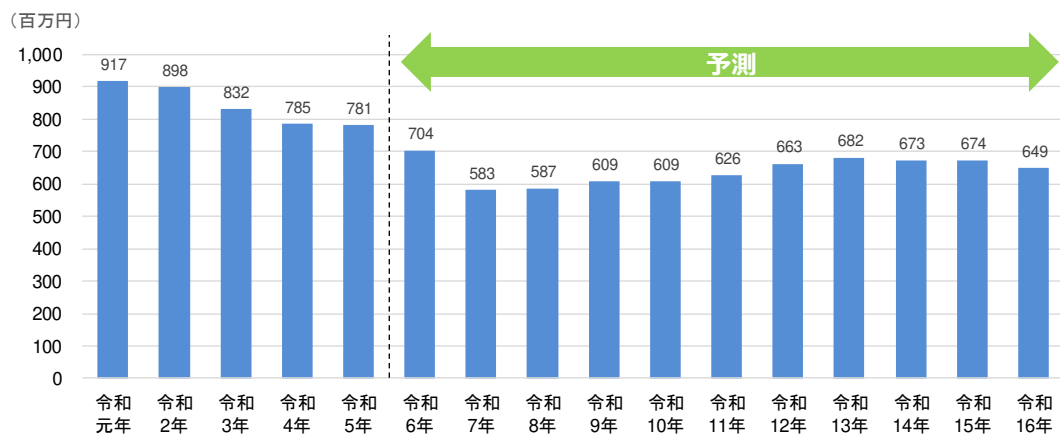
図表 2 2 経常収支比率・流動比率の推移



図表 2 3 企業債残高の推移



図表 2 4 保有現金残高の推移



原価計算表

布設年月日 昭和40年1月1日
 給水人口 36,258人
 計算期間 自令和7年4月
 至令和12年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
料 金 (X)	869,413	835,811		835,811
給 水 装 置 工 事 費	0	0		0
そ の 他	125,551	128,417	83,007	45,410
合 計	994,964	964,228	83,007	881,221

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
営業費用	人 件 費				
	基 本 給	28,235	29,413	7,571	21,842
	退 職 給 付 費	0	0		0
	そ の 他	43,100	39,380	10,136	29,244
	経 費				
	動 力 費	7,103	7,331		7,331
	修 繕 費	31,358	38,335	478	37,857
	材 料 費	329	340		340
	薬 品 費	12,495	12,896		12,896
	受 水 費	88,874	98,479		98,479
そ の 他	191,965	205,720	52,950	152,770	
減 価 償 却 費	393,056	411,749	11,872	399,877	
小 計	796,515	843,642	83,007	760,635	
営業費用外	支 払 利 息	61,639	61,016	0	61,016
	そ の 他	726	601	0	601
小 計	62,365	61,617	0	61,617	
合 計 (Y)	858,880	905,259	83,007	822,252	

資 産 維 持 費 (Z)	13,559
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	835,811

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 100.0\%$

<料金水準についての説明>

令和4年1月25日付総務省通知『「経営戦略」の推進について』の「経営戦略ひな形様式」における原価計算表を用いて、別紙「音更町水道事業投資・財政計画」の数値を基に資産維持費(*)を加え、料金水準の算定を行いました。

下記記載のとおり、資産維持費相当額は目標値の達成を前提とする投資財政計画どおりに事業を遂行・利益を計上すればおのずと内部に留保されるものであり、現行の料金体系においても当面事業継続に支障はないものと判断しています。

※資産維持費とは、将来の施設更新の原資のことで、原価計算に含めることで利益を生じさせ、企業内部に留保されます。本原価計算表では、経営戦略の策定期間である令和7年度から令和16年度までの間において、財政の健全性を示す流動比率(流動資産÷流動負債)を200%以上とする財政目標を達成するために確保する純利益を、資産維持費算定のベースとしています。

なお、実際には上記純利益には、今後発生が想定されない受贈財産相当額等に対する長期前受金戻入も含まれていることから、資産維持費として留保すべき金額は利益平均額より左記戻入額45,410千円を除いた水準としています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○直近の実績と、今後見込まれる物価上昇を見込んで各経費を推計します。

- ・人件費：過去の実績（令和元年度から令和5年度までの平均額）で一定とします。必要最低限の職員数による事業運営を継続します。
- ・動力費、材料費及び薬品費：令和5年度実績をもとに、物価上昇率（※）及び有収水量の増減と連動させて推計します。
- ・修繕費：過去の実績（令和元年度から令和5年度までの平均額）をもとに、物価上昇率と連動させて推計します。
- ・その他経費：主に十勝中部広域水道企業団からの受水費及び業務委託費等より構成されております。前者は同企業団からもたらされた受水費見通し、後者は過去実績に対し物価上昇率を連動させて推計します。

※物価上昇率は、内閣府『中長期の経済財政に関する試算』（令和6年7月29日経済財政諮問会議資料）の数値をもとにしています。

（2）投資・財政計画（収支計画）

前述の条件等に基づき作成した今後10年間の投資・財政計画（収支計画）は、次のページのとおりです。

① 収益的収支

投資・財政計画

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				決 算	(予 測)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			952,072	933,728	930,132	926,053
		(1) 料 金 収 入		789,753	850,912	845,828	840,782
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		-	-	-	-
	(3) そ の 他		162,319	82,816	84,304	85,272	
	2. 営 業 外 収 益			42,892	42,594	42,674	42,901
		(1) 補 助 金		-	-	-	-
		他 会 計 補 助 金		-	-	-	-
		そ の 他 補 助 金		-	-	-	-
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		42,180	42,022	42,102	42,329	
	(3) そ の 他		712	572	572	572	
収 入 計 (C)			994,964	976,323	972,806	968,955	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			796,515	796,487	809,821	817,571
		(1) 職 員 給 与 費		71,335	68,793	68,793	68,793
			基 本 給		28,235	29,413	29,413
	退 職 給 付 費			-	-	-	-
	そ の 他		43,100	39,380	39,380	39,380	
	(2) 経 費	動 力 費		7,103	7,145	7,258	7,316
		修 繕 費		31,358	36,694	37,502	38,027
		材 料 費		329	331	336	339
		薬 品 費		12,495	12,568	12,768	12,870
		そ の 他		280,839	292,995	300,223	302,762
(3) 減 価 償 却 費			393,056	377,961	382,942	387,465	
2. 営 業 外 費 用		62,365	60,237	60,288	58,987		
(1) 支 払 利 息		61,639	59,636	59,687	58,386		
(2) そ の 他		726	601	601	601		
支 出 計 (D)			858,880	856,724	870,109	876,558	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			136,084	119,598	102,697	92,397	
特 別 利 益 (F)			-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)			-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			136,084	119,598	102,697	92,397	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			247,566	367,164	469,861	562,258	
流 動 資 産 (J)			867,544	789,595	667,325	671,591	
	う ち 未 収 金		87,047	85,370	85,041	84,668	
流 動 負 債 (K)			327,052	321,461	328,368	327,897	
	う ち 建 設 改 良 費 分		244,569	236,089	241,394	240,304	
	う ち 一 時 借 入 金		-	-	-	-	
	う ち 未 払 金		77,364	80,253	81,855	82,474	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)			-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			952,072	933,728	930,132	926,053	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 (L) / (M) × 100			-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)			-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)			-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)			-	-	-	-	
資 金 (現 金 及 び 預 金) の 推 移			780,720	704,448	582,507	587,146	

(単位：千円、%)

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
921,676	917,343	913,052	908,804	904,600	900,437	896,317	891,568
835,774	830,803	825,870	820,975	816,116	811,294	806,509	801,759
-	-	-	-	-	-	-	-
85,903	86,539	87,181	87,829	88,483	89,143	89,809	89,809
42,054	42,229	43,027	41,263	42,795	44,451	45,589	45,868
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
41,481	41,657	42,454	40,691	42,223	43,878	45,017	45,295
572	572	572	572	572	572	572	572
963,730	959,572	956,079	950,068	947,395	944,888	941,906	937,435
842,137	868,270	880,410	904,617	914,232	923,366	922,235	931,278
68,793	68,793	68,793	68,793	68,793	68,793	68,793	68,793
29,413	29,413	29,413	29,413	29,413	29,413	29,413	29,413
-	-	-	-	-	-	-	-
39,380	39,380	39,380	39,380	39,380	39,380	39,380	39,380
363,438	365,260	367,401	382,137	384,312	385,942	387,962	387,495
7,338	7,360	7,382	7,404	7,427	7,449	7,472	7,428
38,369	38,714	39,063	39,414	39,769	40,127	40,488	40,488
340	341	342	343	344	345	346	344
12,908	12,947	12,986	13,025	13,065	13,104	13,144	13,067
304,484	305,898	307,629	321,950	323,708	324,917	326,512	326,169
409,906	434,218	444,216	453,687	461,128	468,632	465,481	474,989
59,599	63,591	65,622	68,039	70,448	72,797	74,380	76,861
58,998	62,990	65,021	67,438	69,847	72,196	73,779	76,260
601	601	601	601	601	601	601	601
901,737	931,861	946,032	972,656	984,681	996,163	996,615	1,008,139
61,993	27,711	10,046	△22,588	△37,286	△51,276	△54,709	△70,704
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
61,993	27,711	10,046	△22,588	△37,286	△51,276	△54,709	△70,704
624,251	651,962	662,009	639,421	602,135	550,859	496,150	425,446
693,177	693,109	709,405	745,938	764,330	755,347	755,472	730,002
84,268	83,872	83,479	83,091	82,707	82,326	81,949	81,515
333,115	344,174	349,430	360,042	366,970	371,816	371,253	351,871
245,115	255,825	260,670	268,456	274,967	279,501	278,550	259,258
-	-	-	-	-	-	-	-
82,881	83,230	83,641	86,467	86,884	87,196	87,584	87,494
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
921,676	917,343	913,052	908,804	904,600	900,437	896,317	891,568
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
609,132	609,460	626,148	663,070	681,847	673,244	673,746	648,709

② 資本的収支

投資・財政計画

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				決算	(予 測)			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	177,900	246,300	164,900	278,000	473,600	
		2. 他 会 計 出 資 金	32,908	35,000	-	28,522	-	
		3. 他 会 計 補 助 金	-	-	-	-	-	
		4. 他 会 計 負 担 金	5,390	5,700	1,700	2,100	1,700	
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	
		6. 国（都道府県）補助金	65,816	70,000	82,500	78,394	36,833	
		7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金	-	25,000	-	-	-	
		9. そ の 他	-	-	-	-	-	
		計 (A)	282,014	382,000	249,100	387,016	512,133	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-		
	純計 (A)-(B) (C)	282,014	382,000	249,100	387,016	512,133		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	633,676	755,153	656,977	657,377	773,494
うち 職 員 給 与 費			21,553	23,830	18,464	18,464	18,464	
2. 企 業 債 償 還 金			244,786	244,569	236,089	241,394	240,304	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			-	-	-	-	-	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			-	-	-	-	-	
5. そ の 他			3,396	-	-	-	-	
計 (D)	881,858	999,722	893,066	898,771	1,013,798			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		599,844	617,722	643,966	511,754	501,664		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	439,179	481,954	469,953	463,950	456,835	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	111,482	-	-	-	-	
		3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	
		4. そ の 他	49,183	135,768	174,012	47,804	44,829	
計 (F)	599,844	617,722	643,966	511,754	501,664			
補填財源不足額 (E)-(F)		-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)		4,209,155	4,210,886	4,139,697	4,176,303	4,409,599		

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				決算	(予 測)			
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		913	478	478	478	478	
		うち 基 準 内 繰 入 金	913	478	478	478	478	
		うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		38,298	40,700	1,700	30,622	1,700	
		うち 基 準 内 繰 入 金	38,298	40,700	1,700	30,622	1,700	
		うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	
合 計			39,211	41,178	2,178	31,100	2,178	

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
364,000	395,600	400,200	404,600	364,600	419,900	412,600
915	-	2,333	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
1,700	11,800	13,100	13,700	11,800	11,800	12,420
-	-	-	-	-	-	-
32,500	37,833	81,333	77,333	107,333	70,000	56,333
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
399,115	445,233	496,966	495,633	483,733	501,700	481,353
-	-	-	-	-	-	-
399,115	445,233	496,966	495,633	483,733	501,700	481,353
656,977	667,077	668,377	668,977	667,077	667,077	667,697
18,464	18,464	18,464	18,464	18,464	18,464	18,464
245,115	255,825	260,670	268,456	274,967	279,501	278,550
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
902,092	922,902	929,047	937,433	942,044	946,578	946,247
502,977	477,668	432,080	441,799	458,310	444,878	464,893
446,689	438,225	416,825	408,036	399,895	392,172	385,407
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
56,288	39,443	15,255	33,764	58,415	52,705	79,486
502,977	477,668	432,080	441,799	458,310	444,878	464,893
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
4,528,484	4,668,259	4,807,789	4,943,933	5,033,566	5,173,965	5,308,015

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
478	478	478	478	478	478	478
478	478	478	478	478	478	478
-	-	-	-	-	-	-
2,615	11,800	15,433	13,700	11,800	11,800	12,420
2,615	11,800	15,433	13,700	11,800	11,800	12,420
-	-	-	-	-	-	-
3,093	12,278	15,911	14,178	12,278	12,278	12,898

(3) 計画期間内（令和7年度から令和16年度までの10年間）の経営状況（見通し）

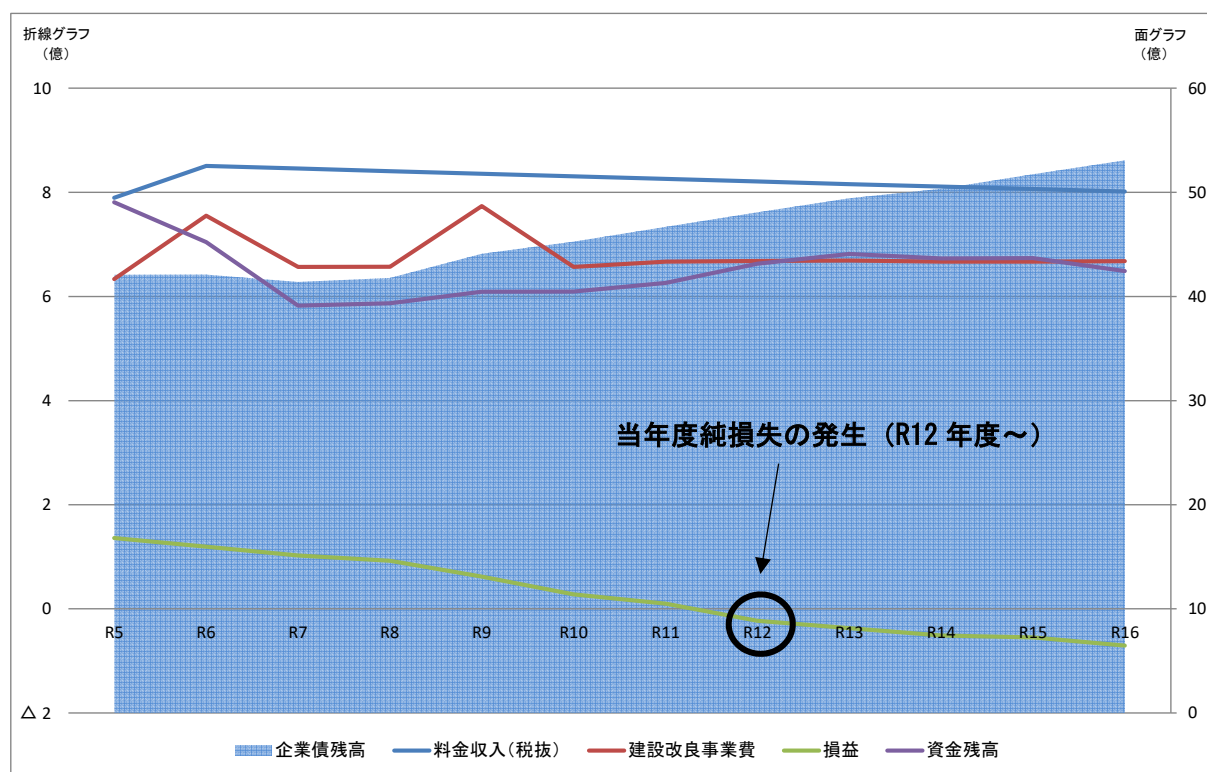
通常の更新事業に加え基幹管路の耐震化事業（令和3年度より継続）を実施します。耐震化事業等には保有現金も活用していきますが、災害等に備えて一定の保有現金を確保するため、企業債も一定規模発行を行っています。そのため、企業債残高は令和16年度には令和5年度と比較して10億9,886万円増の53億802万円となります。

資金残高は、耐震化事業等の財源として保有現金の一部を充てるため、令和16年度には令和5年度と比較して1億3,201万円減の6億4,871万円まで減少しますが、災害時の修繕費や料金減収分、年度内の資金繰りのために必要となる現金は保持できる見通しです。

当期純利益については、人口減少等に伴う料金収入の減少と、管路更新等に伴う減価償却費及び企業債発行に伴う支払利息の増加等により減少し、令和12年度から当期純損失が発生し、計画期間の最終年度である令和16年度には7,070万円の当期純損失を計上する見込みです。

以上のとおり、計画期間内においては、現行の料金水準のもとでは令和12年度から当期純損失を計上することが予想されることから、必要な管路及び設備の更新を計画的に行い、年度内の資金繰りや非常時に備えた十分な現金残高を保持しながら経営を進めていくためには、次期戦略の見直し（令和11年度頃）時には、経営改善に向けた取組の検討が必要であると考えられます。

図表25 計画期間内の経営状況の推移



(4) 中長期間（令和7年度から令和46年度までの40年間）の経営状況(推測)

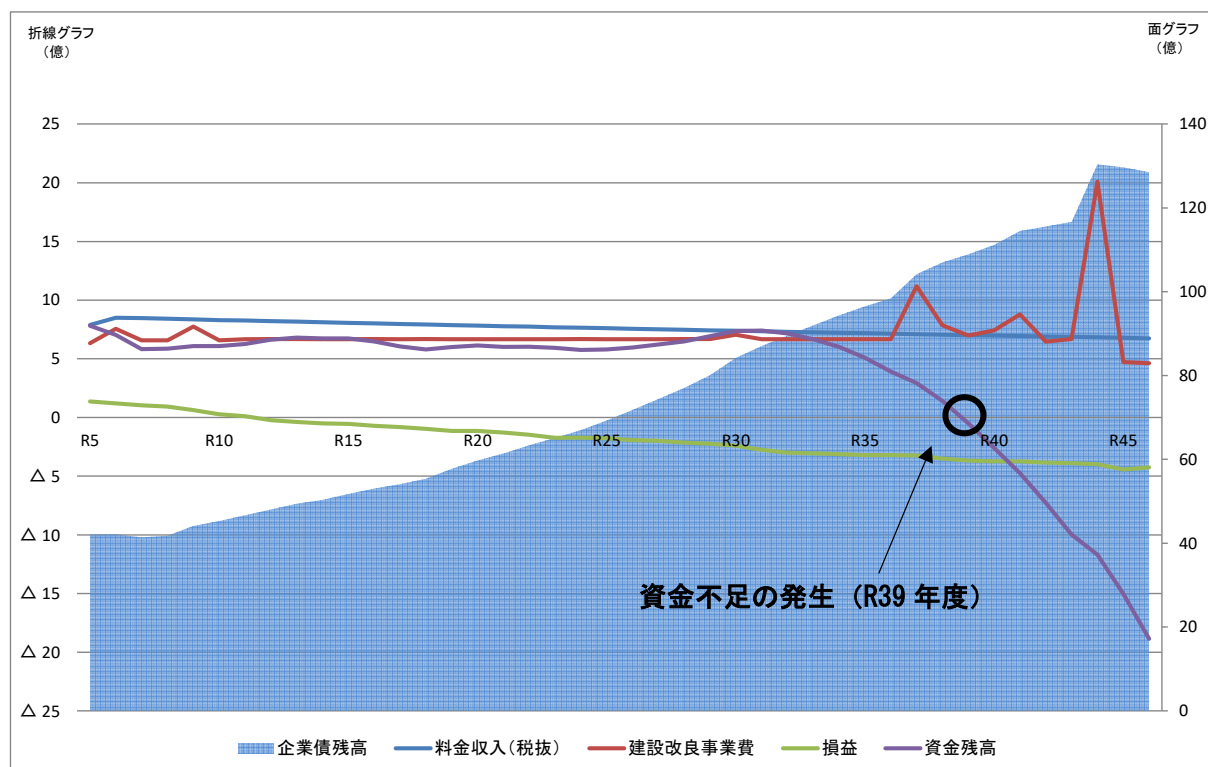
中長期的な経営状況の推移は下表のとおりです。安定的な経営を維持するため、管路更新費用について令和36年度まで平準化しており、建設改良費は計画期間以降においてもおおよそ現行と同一以上の水準が見通されます。人口減少等により料金収入は減少の一途をたどる推計であり、現行の料金水準を維持した場合、管路更新費用など投資の財源として企業債への依存度がさらに高まっていくことが想定されます。令和46年度には、企業債残高が令和5年度と比べ約3.1倍の128億5,417万円まで増加する見込みです。

また、料金収入が減少する中、投資のほか企業債の償還による資金流出が進み、令和39年度には資金不足が生ずる見込みです。

さらに、管路更新等に伴う減価償却費及び企業債発行に伴う支払利息の増加などにより、損失も拡大していきます。

このように、中長期的には経営が悪化することが予想されるため、今後の給水収益の動向も注視しながら、将来的には料金体系の見直しが必要になると考えられます。

図表26 中長期的な経営状況の推移



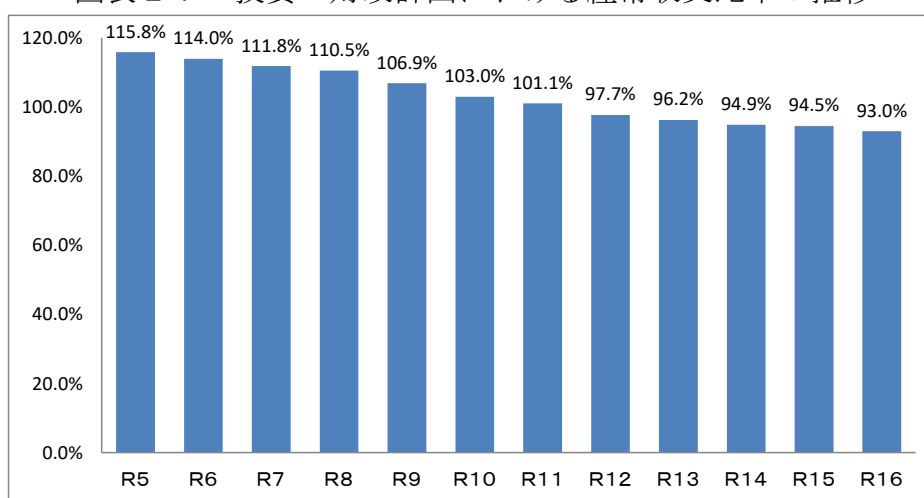
(5) 財源目標の検証

投資・財政計画の下での経常収支比率、流動比率及び企業債残高対給水収益比率の推移は次のとおりです。

○経常収支比率

下表のとおり、経常収支比率は、令和11年度までは100%を超えておりますが（経常費用よりも経常収益が多い状態で、収支が黒字であることを示す）減少傾向であり、令和12年度には経常赤字（当期純損失の発生）になる見通しであることから、次回の経営戦略の見直し時には経営改善に向けた取組が必要であると考えます。（計画期間内の目標：90%以上）

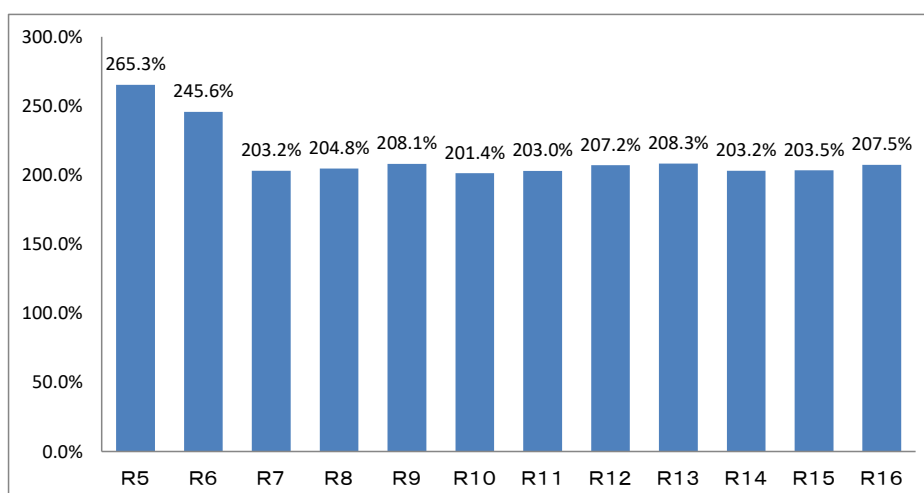
図表 2 7 投資・財政計画における経常収支比率の推移



○流動比率

下表のとおり、流動比率は、流動負債に対して流動資産は2倍以上で、短期的（1年以内）な債務に対する支払能力を十分有しており、目標は達成する見込みです。（計画期間内の目標：200%以上）

図表 2 8 投資・財政計画における流動比率の推移



○企業債残高対給水収益比率

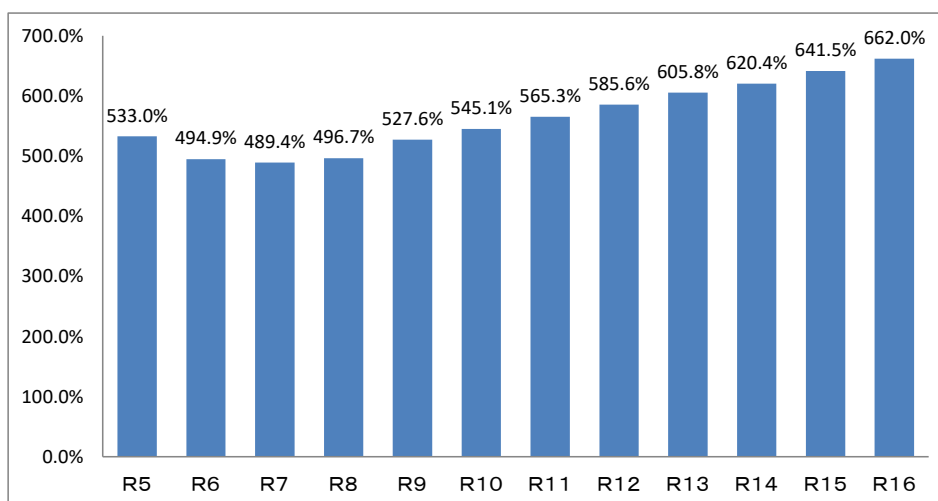
下表のとおり、企業債残高対給水収益比率は、年々上昇傾向にあり給水収益に対して企業債残高は多い状況にあります。

これは、アセットマネジメント計画に基づき、管路・施設の更新工事を先送りすることなく計画的に実施するために、建設改良費を現行と同等以上の水準にしておく必要があります、その財源として企業債を活用することによるものです。

今後も、投資規模を一定に保ちつつ、企業債借入と現金残高のバランスを図りながら事業経営を継続していきますが、企業債への依存度が大きいことから、将来的には経営改善に向けた取組が必要になると考えます。

(計画期間内の目標：670%未満)

図表 2 9 投資・財政計画における企業債残高対給水収益比率の推移



(6) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

<p>広域化</p>	<p>料金収納業務等の広域化について、近隣市町村と意見交換を実施し、将来的な連携に向けて、調査・研究を行っていきます。</p>
<p>民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)</p>	<p>水道施設が小規模なため、今後においても、民間の資金・ノウハウ等の活用は難しいと考えますが、引き続き、制度や費用対効果などの情報収集に努めます。</p>
<p>アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)</p>	<p>アセットマネジメントを活用して施設の老朽化と更新需要を把握し、計画的な更新事業の実施・投資の平準化に努めます。 また、機械設備等に関しては、定期的な点検、修繕の実施により長寿命化に取り組めます。</p>
<p>施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)</p>	<p>災害時の備えとして、二系統からの水源（音更町浄水場及び十勝中部広域水道企業団からの受水）は、引き続き確保していくことから、現状において、廃止・統合できる施設はありません。</p>
<p>施設・設備の合理化 (スペックダウン)</p>	<p>今後の水需要の予測に基づき、配水管の更新事業の実施にあたっては、適正な規模の検討を行います。送水管については、将来的な人口規模を考慮しダウンサイジングを予定しています。 また、施設更新にあたり十勝中部広域水道企業団の受水割合を含め、取水位置や取水方法の検討及び構成団体として十勝中部広域水道企業団の投資・財政計画の見直しにも取り組んでいきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>デジタル技術を活用した人手不足等の課題解決と町民の利便性向上のため、水道スマートメーターの導入を検討します。 また、衛星画像から水道水の反射特性をAIで解析する漏水調査について、調査精度や実用性、費用対効果など、効率的で有収率の向上に寄与すべきものか、導入の是非について検討します。</p>

② 財源についての検討状況等

料金	<p>現行の料金水準では、令和12年度に当期純損失が発生する見込みであることから、将来的には料金改定を検討する必要があると考えます。ただし、流動比率200%超と計画期間を通じて現金残高は一定程度あり、債務超過（負債が資産を上回ること）の懸念も無く、直ちに経営が悪化するものではないことから、次期戦略の見直し（令和11年度頃）時には、経営全体のバランスを見て、国の制度改正も考慮しつつ、料金改定の時期や改定率などを判断していく必要があると考えます。</p> <p>戦略見直し後の令和13年度に、仮に10%の料金値上げを行った場合、令和16年度末で経常収支比率は101.4%、企業債残高対給水収益比率は560.7%に改善する見込みですが、令和18年度以降は再び、当期純損失が発生する見込みです。</p>
企業債	<p>現在は、目標とする現金残高・流動比率を設定し、不足する必要最低限の額を企業債で手当しています。</p> <p>今後も、将来の負担増とならないよう、企業債の借入は極力抑制していきます。</p>
繰入金	<p>総務省の繰出基準に基づく繰入金のみを見込んでいます。</p>
資産の有効活用等による収入増加の取組	<p>保有現金については、平成23年度までは国債等による運用を行っていましたが、現在は低金利で収益が望めないことから、定期預金での運用を行っています。今後も、金利等の動向を注視し、収益の望める水準まで金利が上昇する場合には、積極的に国債等での運用を行います。</p>
その他の取組	<p>特にありません。</p>

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	<p>既に民間委託している水道検針や施設の管理委託に加え、料金収納業務について、近隣市町村と共同で民間委託できないか、その可能性を調査していきます。</p>
動力費	<p>機械設備を更新する際には、省エネルギー型の機器を導入するなど、動力費（電気料など）の経費削減を図ります。</p>
職員給与費	<p>引き続き、最低限の職員数による事業運営に努めます。</p>

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>経営戦略の見直しはおおむね5年毎に行います。</p> <p>見直しにおいては、戦略の実行状況、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を次期戦略へと反映していくこととし、計画策定、実施、検証及び見直しのサイクルを継続的に運用していきます。</p> <p>事後検証の際に重視する経営指標として、投資面は耐震化率、財政面は経常収支比率、流動比率及び企業債残高対給水収益比率に着目します。</p>
-------------------------	--

アセットマネジメント検討における詳細について

○施設

- ・施設及び設備の再投資価格は資産現在価値（資産台帳帳簿原価×デフレータ）として計算する。
- ・一括して資産計上されている項目は概数案分して計算する
- ・更新基準年（X倍の設定）については、施設設備毎に下記のとおり設定する。

更新年数の設定～厚労省参考資料「実使用年数に基づく更新基準の設定例」参照

主な施設・設備	法定耐用年数	更新年数	X倍	備考
音更町浄水場	建築 50 土木 60	80	1.60 倍 1.33 倍	定期的な修繕を要する
配水池躯体	60	80	1.33 倍	定期的な修繕を要する
土木施設	60	80	1.33 倍	状況に応じて修繕
建築施設	50	70	1.40 倍	状況に応じて修繕
建設施設(減圧弁室建屋)	50	70	1.40 倍	状況に応じて修繕
取水設備	40	60	1.50 倍	
浄水設備	60	80	1.33 倍	
配水設備	60	80	1.33 倍	
さく井施設	10	40	4.00 倍	状況に応じて井戸清掃・修繕
電気設備(受電・照明・配線)	20	30	1.50 倍	
光通信線	30	45	1.50 倍	
中央監視装置等	20	20	1.00 倍	
操作盤・計装盤・現場盤	20	30	1.50 倍	
非常用発電機	15	30	2.00 倍	
制御機器(ワンループコントローラ)	10	20	2.00 倍	
TM受送信装置	9	18	2.00 倍	
無停電電源装置	6	12	2.00 倍	内臓バッテリー交換による
薬品注入設備	15	30	2.00 倍	
計測設備	10	15	1.50 倍	
水質計器	10	15	1.50 倍	
流量計	10	20	2.00 倍	
水位計	10	20	2.00 倍	
設備配管(铸铁管)	40	70	1.75 倍	DCIP更新年数適用
設備配管(給水配管)	40	50	1.25 倍	VP更新年数適用
緊急貯水槽	40	70	1.75 倍	DCIP更新年数適用
緊急貯水槽給水器具	15	23	1.50 倍	
緊急貯水槽看板	10	25	2.50 倍	
緊急遮断弁	30	45	1.50 倍	
電動弁	30	45	1.50 倍	電動駆動部は要交換
減圧弁	30	45	1.50 倍	
中・大型ポンプ	15	45	3.00 倍	定期的なオーバーホールを要する
小型ポンプ・コンプレッサ	15	23	1.50 倍	
検水ポンプ	15	15	1.00 倍	常時運転 水質監視重要設備
排水ポンプ	15	23	1.50 倍	
パソコン・プリンター	4	8	2.00 倍	

注1. 建築・土木施設は、法定耐用年数にプラス20年を更新年数とする。ただし、耐力度調査を実施すること。
 注2. さく井施設は、既使用実績が30年となっていることからプラス10年の40年を更新年数とする。
 注3. 電気及び設備は法定耐用年数の1.50を基本とするが、実績に応じて倍率を上げている。
 注4. 中央監視装置は重要度が高いことと、システム保守部品の供給期限があることから更新年数を20年とする。

- ・実際の更新には施設状況や重要度を考慮し、健全稼働できる範囲において長寿命化を検討する。

○管路

- ・簡易アセットマネジメントツールでは管種ごとの検討であったが、管径により更新単価が大きくかわることから管径毎に検討する。
- ・更新基準年（X倍の設定）については、既存管種毎に下記のとおり設定する。

更新年数の設定～厚労省参考資料「実使用年数に基づく更新基準の設定例」参照

DCIP-K	75年
DCIP-NSorGX	80年
DCIP（上記以外）	70年
VP（RR以外）	50年
HIVP、VP（RR）	60年
SGP（溶接）	55年
SGP（上記以外）	55年
SUS	65年
PP	50年
HPP	70年

更新実施にあたって

- ・浄水場、配水池の建替え、導送水管、配水本管については補助事業での整備を検討する。
- ・管種の選定については原則として耐震管を採用し、耐震化率向上を目指す。
経済性を重視してφ150まではHPP、φ200以上は铸铁管（DCIP-N・GX）を標準とする。
ただし、国道や道道等で铸铁管とするほうが望ましい場合などは別途考慮する。
- ・管径の選定については最低口径をφ50mmでそれ以上は同径を基本とするが、実施にあたっては、管網計算において対象管路以降の下流域までの水量水圧に配慮しつつ可能な限りダウンサイジングを考慮したうえで、効率的な配水管網となるように取り組むこととする。
- ・設計委託業務における測量業務において木野方面等で地籍調査が完了している地区についてはその成果をできるだけ利用し、基準点測量や現況測量の委託費用軽減に努める。
- ・道路再整備事業にかかる配水管の更新については下記A～Cのいずれかに該当する場合を対象とする。
 - A 第1期（2026年迄）計画路線に該当する。または、道路再整備後おおむね10年間に更新期を迎える場合。
 - B 道路整備実施における支障、または管路の土被りが不足するなど、形状的な問題が発生する場合。（今回の検証では国道241号拡幅事業に伴う水道管移設（2017年度～）を考慮。）
 - C その他道路管理者または水道管理者が必要と認める場合。

○（共通）更新寿命について

更新の必要性は施設等の寿命に関係するが、この寿命は一意的に定められるものでなく、施設寿命（耐用年数）の分類は次のように分けて考える。

- ①物理的寿命：自然条件と荷重などにより逐次その機能を減耗し、通常の維持修繕を加えてもやがて使用に耐えなくなる限界としての寿命
- ②経済的寿命：引き続き維持修繕によって使用するより、取り替えを行う方が経済的に得策となる限界としての寿命
- ③機能的寿命：施設が建設された時点での計画機能が、その後の情勢によって変化し、これに施設の仕様に対応できないため廃棄される場合の寿命
- ④社会的寿命：他を要因とする施設環境の変化や新しい要因の出現により、当初の施設を引き続き使用することができなくなる場合の寿命

アセットマネジメントの検討では①物理的寿命を基本として②経済的寿命についても考慮した検討であり、後発的に検討を要する③機能的寿命④社会的寿命については考慮しない。ただし、実際の更新事業の推進においては、状況を踏まえ、必要に応じた更新をすることとなる。

音更町水道事業の沿革

本町の水道は、昭和39年、十勝川温泉地区簡易水道を設置したことに始まる。その頃、それ以外の地域ではまだ浅井戸が利用されていたが、急速な近代化の進展に伴い地下水の水質も悪くなり、昭和43年の北海道衛生部（当時）の水質試験車「きよみず号」による水質検査では、町内の58件の検査中、47件が飲料不適と判断された。このため、町では住民への安全な飲み水の提供と公衆衛生の向上を目指すとともに、消防水利も考慮して昭和45年3月、本町市街地の簡易水道事業に着手して翌46年度から給水を開始し、続けて駒場、柳町団地、緑陽台団地にもそれぞれ簡易水道が順次整備された。一方、木野地区については、昭和39年に帯広市に対して帯広市上水道給水区域への編入を要望し、昭和42年に事業が着手され、昭和45年から帯広市による給水が開始された。

その後、昭和40年代後半からは、帯広市のベッドタウンの様相を帯び、市街地や住宅団地の拡大とともに人口の増加が進み、下水道が整備されトイレの水洗化が進んだことにより水の需要量が大きく増加した。そのような中で、町内5か所の簡易水道の給水施設は、雨の少ない季節になると取水量が低下し、供給能力は限界に達してきた。このため、施設の統合化と増加する水需要に対応するため新たな水源を求めることとし、十勝川水系ペンケチン川上流の鹿追町との境に10,973m³/日の水利使用許可を得て、昭和52年度から音更町水道第1次拡張事業に着手した。この事業で昭和60年度までに事業費33億6千6百万円を投じ、取水施設、浄水場、高区・中区・低区の各配水池の築造、それに送・配水管76,636mの布設を完了した。

また、増加する水需要への対応と恒久的な水源の確保を図るため、本町を含めた1市4町2村で水道用水供給事業を行うための「十勝中部広域水道企業団」を発足させ、昭和57年度から施設整備が始まった。

これとほぼ同時期に、帯広市の「基本的な配水計画の見直し」のため、帯広市から給水していた木野地区を、音更町の給水区域に変更したい旨の話があり、音更町としても懸案であった給水区域の一元化が図れることからこれを受け入れることとし、昭和61年4月1日から本町水道事業からの給水を始めた。また、同時に第2次拡張事業に着手し、一層進む人口の伸びに対応するため、将来予想される不足水量を十勝中部広域水道企業団に求めるとともに、配水池増設及び配水管68,344mの布設に事業費31億3百万円余りを投じ平成15年度に完了した。十勝中部広域水道企業団の給水は、平成7年4月から開始され、現在、温泉、下士幌、宝来及び木野地区の一部へ給水されている。

さらに、平成16年度からは、依然として進む市街地開発や宅地開発に伴う水需要の増加に対応するため、第3次拡張事業に着手し、十勝中部広域水道企業団からの受水量の増量と、新たな水源として深層地下水を追加し、より安全な水をより安定して供給することを目指して事業経営を行っている。